

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立若狭湾青少年自然の家海の学習棟トイレ等改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課長	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立若狭湾青少年自然の家海の学習棟トイレ等改修工事

2 工事場所 福井県小浜市田鳥区大浜 (国立若狭湾青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和6年2月16日(金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立若狭湾青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立若狭湾青少年自然の家 海の学習棟 トイレ等改修工事 設計図

令和 5 年 6 月 設計



目 次

国立若狭湾青少年自然の家 海の学習棟 トイレ等改修工事 設計図 (令和 5 年 6 月 設計)

建 築		電 気 設 備		機 械 設 備	
D - 01	建築工改修事特記仕様書 (その 1)	E - 01	電気設備工事特記仕様書 (1)	M - 01	機械設備工事特記仕様書 (1)
D - 02	建築改修工事特記仕様書 (その 2)	E - 02	電気設備工事特記仕様書 (2)	M - 02	機械設備工事特記仕様書 (2)
D - 03	建築改修工事特記仕様書 (その 3)	E - 03	電気設備 改修前・改修後 平面図	M - 03	給排水衛生設備 既存平面図
D - 04	建築改修工事特記仕様書 (その 4)	E - 04	配線器具・照明器具表	M - 04	給排水衛生設備 改修後平面図
D - 05	建築改修工事特記仕様書 (その 5)			M - 05	換気設備 平面図
D - 06	建築改修工事特記仕様書 (その 6)				
D - 07	建築改修工事特記仕様書 (その 7)				
D - 08	案内図、概要書				
D - 09	配 置 図				
D - 10	仕 上 表				
D - 11	既存 1 階平面図				
D - 12	既存 1 階平面詳細図				
D - 13	改修後 1 階平面詳細図				
D - 14	改修後 断面詳細図				
D - 15	天井伏図				
D - 16	展開図 (1)				
D - 17	展開図 (2)				
D - 18	展開図 (3)				
D - 19	改修後 建具表				
D - 20	雑詳細図				

[3.2.5~3.2.6][3.3.2~3.3.5][表3.3.3]~[表3.3.10]		[3.6.3][表3.6.1]		[3.2.2][表3.2.1]		[4.2.2][表4.2.1]								
アスファルト防水		防水改修工法 種別		防水改修工法 種別		4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁(責任施工)								
防水改修工法 種別	屋根保護防水		屋根露出防水		屋根露出防水断熱		1. 専門工事業者 2. ひび割れ部改修工法							
	PIB 工法	PIB1 工法	TIB1 工法	P2A1 工法	P2A 工法	M4C 工法		M3D 工法	POD 工法	POD1 工法	M3D1 工法	M4D1 工法	※監督員の承認する専門工事業者 保証期間 ※5年間	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※樹脂注入工法 [4.2.2][4.3.4] 種別 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 200~300 ※130	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 50~100 ※40 ※機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上~0.5未満 100~200 ※70 0.5以上~1.0未満 150~250 ※130	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	建築補修用注入式エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形 コア抜取り確認 ・行う(抜取り部の補修方法:)	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	・Uカットシール材充填工法 [4.2.2][4.3.5] ・シーリング材充填 充填材料 ※1成分形または2成分形ポリウレタン系 ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う ・可とう性エポキシ樹脂	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※シール工法 [4.2.2][4.3.6] ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※充填工法 [4.2.2][4.3.7] ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル	
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※	※
既存防水層 ルーフトレンドレン回りの処理 改修用ドレンを設置する														
既存表面の仕上げ 塗装を除去する														
脱気装置を設置する														
防湿層														
押え金物の材質、形状及び寸法														
脱気装置の種類および設置数量														
屋根保護防水														
断熱材 [G]														
れんが														
平場の保護コンクリートの施工														
屋根露出防水														
断熱材 [G]														
仕上塗料														
仕上色														
ルーフトレンドレン回りおよび立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置														
屋上排水溝														
改質アスファルトシート防水(責任施工)														
防水改修工法 種別	改質アスファルトシート防水													
既存防水層 ルーフトレンドレン回りの処理 改修用ドレンを設置する														
既存表面の仕上げ 塗装を除去する														
脱気装置を設置する														
防湿層														
押え金物の材質、形状及び寸法														
断熱材 [G]														
脱気装置の種類および設置数量														
仕上塗料														
仕上色														
7. 合成高分子系ルーフィングシート防水(責任施工)														
防水改修工法 種別	合成高分子系ルーフィングシート防水													
既存防水層 ルーフトレンドレン回りの処理 改修用ドレンを設置する														
脱気装置を設置する														
PCコンクリート部材下地 目地処理(接着工法)する														
PCコンクリート部材増張りする														
15. 折板葺(責任施工)	[3.5.3] [表3.5.3]		[3.5.2] [表3.5.2]		[3.5.2] [表3.5.2]		[3.5.2] [表3.5.2]		[3.5.2] [表3.5.2]		[3.5.2] [表3.5.2]			
16. 粘土瓦葺(責任施工)	[3.6.3] [表3.6.1]		[3.6.3] [表3.6.1]		[3.6.3] [表3.6.1]		[3.6.3] [表3.6.1]		[3.6.3] [表3.6.1]		[3.6.3] [表3.6.1]			
1. 範囲	[9.3.3]		[9.3.3]		[9.3.3]		[9.3.3]		[9.3.3]		[9.3.3]			
2. 可とう性エポキシ樹脂	[3.1.4] [表3.1.2]		[3.1.4] [表3.1.2]		[3.1.4] [表3.1.2]		[3.1.4] [表3.1.2]		[3.1.4] [表3.1.2]		[3.1.4] [表3.1.2]			
3. パテ状エポキシ樹脂	[3.7.2] [表3.7.1]		[3.7.2] [表3.7.1]		[3.7.2] [表3.7.1]		[3.7.2] [表3.7.1]		[3.7.2] [表3.7.1]		[3.7.2] [表3.7.1]			
4. エポキシ樹脂モルタル	[3.8.2] [表3.8.1]		[3.8.2] [表3.8.1]		[3.8.2] [表3.8.1]		[3.8.2] [表3.8.1]		[3.8.2] [表3.8.1]		[3.8.2] [表3.8.1]			
5. ポリマーセメントモルタル	[3.8.3] [表3.8.3]		[3.8.3] [表3.8.3]		[3.8.3] [表3.8.3]		[3.8.3] [表3.8.3]		[3.8.3] [表3.8.3]		[3.8.3] [表3.8.3]			
6. ポリマーセメントスラリー	[3.9.2] [表3.9.1]		[3.9.2] [表3.9.1]		[3.9.2] [表3.9.1]		[3.9.2] [表3.9.1]		[3.9.2] [表3.9.1]		[3.9.2] [表3.9.1]			
7. 既調合モルタル	[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]			
8. 防水剤	[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]		[3.9.2] [表3.9.2]			
9. 外壁改修工事	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
10. 漏水試験	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
11. シーリング	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
12. とい	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
13. アルミニウム製笠木	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
14. 長尺金属板葺(責任施工)	[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]		[3.4.2] [表3.4.1]~[表3.4.3]			
年度別	R5		R5		R5		R5		R5		R5			
令和5年6月	令和5年6月		令和5年6月		令和5年6月		令和5年6月		令和5年6月		令和5年6月			
工事名称	株式会社 未来プランニング		株式会社 未来プランニング		株式会社 未来プランニング		株式会社 未来プランニング		株式会社 未来プランニング		株式会社 未来プランニング			
図面番号	D02		D02		D02		D02		D02		D02			
図面名称	建築改修工事特記仕様書(その2)		建築改修工事特記仕様書(その2)		建築改修工事特記仕様書(その2)		建築改修工事特記仕様書(その2)		建築改修工事特記仕様書(その2)		建築改修工事特記仕様書(その2)			
縮尺	縮尺		縮尺		縮尺		縮尺		縮尺		縮尺			

Main table with multiple columns and rows containing project details, specifications, and company information. Includes sections like '4-3 タイル張り仕上げ外壁', '4-4 塗り仕上げ外壁', and '1. 既存塗膜等の除去'. Contains various tables for material specifications and performance metrics.

Table with columns for year, month, and drawing number. Row 1: R5, 令和5年6月. Row 2: 第一分冊, 第二分冊, 第三分冊, 番.

16. セルフレベリング材塗り	標準的な曲がり役物は一体成形とする 試験張り ・ 行う [6.16.3] 見本焼き ・ 行う [6.16.4] 接着剤のホルムアルデヒド放数量 ※F☆☆☆☆ [6.16.4]
17. ブラインド	・ 再使用する (養生方法:) [2.3.1][5.1.6] ・ 新設する (20.2.12) 形式 寸法(mm) 種類 スラットの材質 スラットの幅(mm) ボックス・レール 取付箇所 ※構成 形式 ※ギヤ式 ※アルミニウム合金製 ※25 ※鋼製 ・ 図示 ・ コード式 ・ 操作棒 ・ 縦形 ※1本操作コード ※アルミスラット ・ 80 ※7mmφ合金製 ・ 図示 ・ 2本操作コード ・ クロススラット ※100
18. カーテン	・ 再使用する (保管場所:) [2.3.1][5.1.6] ・ 新設する (20.2.14) 形式 開閉操作方式 カーテン用きれ地の種類、品質、特殊加工等 ひだの種類 取付箇所 ・ シングル片引き ・ 電動 ・ フランスひだ ・ ダブル ・ 引分け ・ ひも引き ・ 箱ひだ ・ つまひだ ・ 手引き ・ プレーンひだ ・ 片ひだ (縮幕)
19. カーテンレール	・ 再使用する (養生方法:) [5.1.6] ・ 新設する (20.2.14) 材 種 ※アルミニウム製 ○ステンレス製 形 式 ○片引き ・ 引分け (縮幕用は300mm以上の重合せの重掛けとする) 形 状 ○C型 ・ D型 ・ 角形
20. ブラインドボックス およびカーテンボックス	・ 再使用する [5.1.6] ・ 新設する [5.2.4] 材質 ※アルミニウム製 表面処理 ※BC-1 ・ BC-2 () 溝幅×深さ(mm) ・ 90×150 ・ 120×80 ・ 120×150 ・ 150×80 ・ 図示
21. フリーアクセスフロア	(20.2.2) ※耐荷重性能(5000N、高さ300以上)については平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもまたは同等のものとする。 施工箇所 寸法(mm) 高さ(mm) 耐震性能 所定荷重 帯電防止性能 漏えい抵抗 表面仕上げ材 ・ ・ ・ ・ ・ 1.0G ・ 3,000N ・ 5.2以上 ※1×10 Ω ・ 帯電防止床 ・ ・ ・ ・ ・ 0.6G ・ 5,000N ・ 3.2以上 より大きい タイル ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1.2以上 ・ 1.2未満 ・ タイルカー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ペット
22. 可動開仕切	表面仕上材の品質・性能は、標準仕様書19章による。 構成材の材質 ・ アルミニウム製 ・ 鋼製 ・ コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様 コンセント本体 ・ 別途設備工事 配線用取り出し用開口 ※対応品または工場加工品 (インナータイプコンセント取付タイプとし容易に破損しないものとする。また、全てのパネルに箇所程度設ける) 空調用吹き出し(吸い込み)パネル ※なし ・ 有り(※固定式 ・ 可変式) : 施工箇所(※図示 ・)
23. 移動開仕切	(20.2.3) 種類 寸法・形状 (パネル内の建具共) 遮音性 構成形式 構成基材 表面仕上 ※パネル式 ・ ・ ・ ・ ・ ※図示 ・ ・ ・ ・ ・ ・ スタッド式 ・ 遮音タイプ ・ スタッドパネル式 遮音タイプの天井裏は図示による (20.2.4) 走行方向 操作方法 パネル表面材・仕上 パネル圧接装置の操作方法 遮音性 ・ 平行方向移動式 ・ 手動式 ※鋼板 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 二方向移動式 ・ 電動式 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 部分電動式 遮音タイプの天井裏は図示による ハンガーレール取付下地補強 ※図示 ・ ハンガーレールの躯体または下地補強材に対する固定は溶接とする
24. トイレブース	(20.2.5) パネル表面材 脚部 形状 材質 形状 材質 ※メラミン樹脂系化粧板 ※幅木 ・ アルミニウム製 ・ 標準 ※アルミニウム製 ・ ポリエステル樹脂系化粧板 ・ 支柱 ※ステンレス製 ※R ・ ステンレス製 ・ ステンレス製 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 表面材と同材 ○芯材指定 (図示)

25. 表示	(20.2.10) 区分 材質 寸法(mm) 厚さ(mm) 取付高さ 書体 ・ ガラスクリーン ※ステンレス製 ※30φ ※市販品 ※図示 に対する対人衝突防止表示 (※両面 ・ 片面) ・ 室名札 ※亚克力板 ※図示 ※5 ※図示 ○ピクトグラフ ・ アルミ複合板 ・ ・ ・ ・ ・ ・ とびら番号 ・ 庁舎案内板 ※亚克力板 ※図示 ※5 ※図示 ・ 各階案内板 ・ ・ ・ ・ ・
26. 天井見切縁	案内用記号はJIS Z 8210による。 車イス使用車停止の表示板は、蛍光性を持つものであること。(・TA-1 ・ TA-2 ・ TA-3) ・ 誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は標準詳細図による。 製造所 監督員の承諾する製造所
27. 天井点検口	材 種 ・ アルミニウム製 ・ 塩化ビニル製 材 種 寸法 形式 外枠 内枠 枠の許容差 クリアランス ※アルミニウム製 450×450 ・ 一般形 ・ 屋内外用 受枠、蓋枠とも ±0.5mm 片削 ・ 600×600 ・ 密閉形 ・ 屋内用 ±0.5mm以内 2.0mm以内 ・ ・ ・ ・ ・ 密閉形 ・ 結露防止形
28. 床点検口	アルミニウム合金押出材材は JIS H 4100 A6063S-T5 により、表面処理は陽極酸化被膜 JIS H 8601 (AA6) をおこなったものとする。 内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルトは鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理をおこなったものとする。 仕上材の留付金具はアルミニウム合金押出材材、亜鉛めっき鋼板の類とする。 製造所 評価名簿によるもの 材 種 寸法 形式 枠の許容差 クリアランス ※アルミニウム製 450×450 ・ 一般形 ・ 屋内外用 受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内 2.0mm以内 ・ 600×600 ・ 密閉形 ・ 屋内用 ±0.5mm以内 2.0mm以内 ・ ・ ・ ・ ・ 密閉形 ・ 結露防止形
29. 床点検口	一般形：パッキンを装着しないもの、または がたつき防止用パッキンを装着したもの 密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの 製造所 評価名簿によるもの (結露防止型を除く)
30. 床点検口	() 本用 () 個
31. かぎ箱	() 本用 () 個
⑦ ①材料	建物内部に使用するウリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放数量 [7.1.3] ※F☆☆☆☆ 防火材料 [7.1.3] ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所)
②塗装業者	・ 塗装工事および仕上げ塗材仕上げの面積の合計が概ね500m ² 以上の工事、または塗装専門業者が元請業者である工事 ※日本塗装工業会の会員(「日本塗装工業会指導要領」に基づき、指導員の指導を受けること。) ○上記に該当しない工事 ※監督員の承諾する業者
③下地調整	既存塗膜の除去範囲(塗替えてR6の場合) [7.2.1][表7.2.1~7.2.7] ※塗替え面積の30% ・ 図示 下地調整 [7.2.2~7.2.7][表7.2.1~7.2.7]
④錆止め塗料塗り	錆止め塗料塗りの種類 [7.3.2~7.3.3][表7.3.1~7.3.4] 鉄鋼面 塗替え 塗料 工程 屋内(EP-G以外) 塗替え ※A種1種 ○E種 ※C種 屋外 新規鉄鋼面見え掛り ※A種1種 ・ ※A種 新規鉄鋼面見え隠れ ※A種1種 ・ ※B種 屋内(EP-G) 塗替え ※B種 ※C種 新規鉄鋼面見え掛り ※B種 ※A種 新規鉄鋼面見え隠れ ※B種 ※B種 亜鉛めっき面 屋内(EP-G以外) 塗替え ※A種 ※C種 屋外 新規鉄鋼面 ※A種 ※A種 ・ B種 新規鋼製建具 ※A種 ※A種 屋内(EP-G) 塗替え ※C種 ※C種 新規鉄鋼面 ※C種 ※A種 ・ B種

⑤塗装	[7.4.2~7.14.2][表7.4.1~7.14.1] 塗装の種類 塗装面 工程 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り 木部 ※B種 ※A種(外部) ※B種(内部) 鉄鋼面 ※B種 ・ A種 ・ B種 亜鉛めっき鋼面 ※B種 ※B種 亜鉛めっき鋼面(鋼製建具) ※A種 ※B種 ・ クリアラッカー塗り 木部 ※B種 ・ フタル酸樹脂エマルジョン塗り 木部・鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散系塗料 屋内のコンクリート・モルタル面 ※B種 ○耐候性塗料塗り 鉄鋼面上塗り等級(2)級 ※B種 ・ ※A種 ○コンクリート面等(3)級 ○B種 ・ 押出成形セメント板面 ・ ・ つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート・モルタル・プラスチック・セッコボード面等 ※B種 ・ A種 ・ B種 屋内外鉄鋼面 ※B種 ※A種 屋内鉄鋼面 ※B種 ・ A種 ・ B種 屋内亜鉛めっき鋼面 ※B種 ・ A種 ・ B種 ・ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート・モルタル・プラスチック・セッコボード面等 ※B種 ・ A種 ・ B種 ・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り コンクリート・モルタル・プラスチック・セッコボード面等 ※B種 ・ A種 ・ B種 下地調整R種 ※A種 下地調整RC種 ※C種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り 木部 ※B種 ・ オイルステイン塗り 木部 塗料(油性・水性) ※B種 ・ 木材保護塗料塗り 木部 ※B種 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類別 ※1種 [7.4.2] つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、プラスチック面、[7.9.2セッコボード面、その他ボート面)の塗替えの場合のしきり ※改修特記仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしきり止めシーラーとする 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗替えの場合のしきり ※改修特記仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしきり止めシーラーとする
8-1 ①適用範囲	工事内容 [8.1.1] ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法または溶接鋼筋フープ巻き工法) ・ 柱補強工事(鋼板巻き工法または帯板巻き工法) ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修工事 ・ 制振改修工事 ・ 土工事及び事業工事 工事種別 ・ 施工調査(施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) ・ 撤去工事(設備機器配管および仕上の取り壊し・撤去(下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) ・ 鉄筋工事 ・ コンクリート工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ その他工事
8-1 ①既存仕上げ等の撤去	既存仕上げの撤去範囲 [8.2.1][8.2.2][8.2.3][8.2.4][8.2.5][8.2.7] ※図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ○既存コンクリート撤去範囲に接面する部分 (撤去する部分のみ) ・ 既存機械設備、配管の撤去、新設、移設等の処置 ○設備機器および配管、壁類の撤去および処分は本工事の範囲としない (各設備工事) ・ 本工事の範囲として図示された設備機器および配管、壁類の撤去および処分
8-1 ②既存コンクリートの撤去	撤去範囲 ※図示 [8.2.1][8.2.2][8.2.3][8.2.4][8.2.5][8.2.7] 撤去する既存コンクリート内の鉄筋の切断 切断範囲 範囲 適用 ・ 既存鉄筋は切断せず残す ※図示 ・ 全ての撤去部分 ・ 適用なし ・ コンクリート撤去範囲の周囲 ※図示 ・ 全ての撤去部分 より一定長を残し切断 ・ 適用なし 残す一定長※継手長さ ○コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲
8-1 ③既存鉄骨の撤去	はつり出した鉄筋の処理 ※鉄筋に損傷を与えないように適切な養生を施す 撤去する既存コンクリート内にあった鉄骨の処理 ※コンクリート等を除去し鉄面を現す [8.2.7]
8-1 ④既存コンクリートの表層目尻らし	目尻らしの範囲 [8.2.1][8.2.2][8.2.3][8.2.4][8.2.5][8.2.7] ※既存コンクリートとの打継ぎ面全面 ※既存コンクリートとモルタルまたはグラウト材の充填部の接合面 ・ 図示 ・ 目尻らしの程度 ※平均深さ2~5mm、最大深さ7mm程度の凹凸を50~100mm間隔程度で施す。 ・ 図示
8-2 ①鉄筋の種類	鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1] 種類の記号 径(mm) ※SD295A D13, D10 ※SD345 ・

2. 溶接金網	網目の形状寸法および鉄線の径 [8.2.2] 網目の形状・寸法・鉄線の径(mm) 使用部位 6φ 100×100 丸鉄線 ・ 保護コンクリート 6φ 150×150 丸鉄線 ・ コンクリート舗装
③ 鉄筋の加工および組立て	鉄筋の種類に応じた継手工法 [8.3.4][8.4.2][8.4.3] 部 位 継 手 方 法 径(mm) 柱・梁の主筋 ※ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 その他 ※重ね継手 ・ D10, 13 継手位置 [8.3.4] ○図示による 柱及び梁の主筋の重ね継手長さ ・ 図示による 耐力壁の重ね継手の長さ ・ 図示による 鉄筋の定着長さ ○図示による 鉄筋のふり厚さ [8.3.5] ※改修特記仕様書表8.3.6による ・ 図示
5. 機械式継手	適用箇所 ・ 図示による () H12建設省告示第1463号に適合する性能 ・ A級 ・ 機械式継手の種類 ・ 図示による () [8.4.2]
6. 溶接継手	適用箇所 ・ 図示による () [8.4.3] H12建設省告示第1463号に適合する性能 ・ A級 ・ 溶接継手の工法 ・ 図示による ()
7. 柱の配筋	帯筋の組立ての形の種別 [8.3.4][参考図1.1] ・ H形 ・ W-I形 ・ W-II形 (フレア溶接部を2箇所としたもの)
8. 梁の配筋	あばら筋の種類、径および間隔 ※図示 (参考図3.2)
9. 壁の配筋および補強	壁の配筋および壁開口部の補強 ※図示 [8.3.7]
⑩ 各部配筋	※標準仕様書の各部配筋参考図の図および表による ・ 図示 (5.3.7)
11. ガス圧接	圧接完了後の試験 [8.3.8] (5.4.9) ※超音波探傷試験 ・ 引張試験
12. 割製補強筋	割製補強筋の適用 [8.21.6][8.22.7] 種類 材料 材質 径 本数ピッチ等 適用箇所 ※スバイラ筋 ※鉄筋コンクリート用棒鋼 ※S R235 ※6φ スバイラ筋の径(mm) ※図示 ・ ・ ・ ・ ・ 9φ (スバイラ筋のピッチ(mm)) ・ ・ ・ ・ ・ () ・ はしご筋 ※鉄筋コンクリート用棒鋼 (異形鉄筋) ・ S D295A ・ D10 壁面内方向筋 () ・ ・ ・ ・ ・ 9φ (壁面外方向筋) () ・ ・ ・ ・ ・ 9φ ・ 100×100 ()
8-3 コンクリート工事	①コンクリートの種類および強度 [8.1.3][8.1.4] ※普通コンクリート [8.1.3][8.1.4] 設計基準強度 F _c (N/mm ²) スランプ 適用範囲 ・ 24 ○21 15 床スラブ、土間 ・ 軽量コンクリート ・ 1種 ※2種 [8.1.3][8.1.4][8.9.1] 設計基準強度 F _c (N/mm ²) スランプ (cm) 気乾単位容積質量 (t/m ³) 適用範囲 ・ 24 ・ 21 ・ ・ ・ ・ ・ コンクリートの種類 ※1種 ・ 2種 [8.1.3] ②セメントの種類 [8.2.5][表8.2.3] ※普通ポルトランドセメントまたは混合セメントのA種 [8.2.5][表8.2.3] 上記の普通ポルトランドセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下であること。 ・ 高炉セメントB種 [G] (適用箇所) ・ フライアッシュセメントB種 [G] (適用箇所) ③骨材 [8.2.5] アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B ④混和材料 [8.2.5] ○混和剤 混和剤の種類 ※改修特記仕様書8.2.5(4) (a) による ○混和材 混和材の種類 ※改修特記仕様書8.2.5(4) (b) による 5. 構造体用モルタル [8.2.6] 構造体用モルタル 圧縮強度 () フロー値 () ⑥構造体強度補正値および適用期間 [8.2.5] (6.3.2) (表6.3.2) (6.12.2) 地区 補正値 3N 量中6N 6N 福井・丹南地区 3/9~7/13 7/14~9/4 11/18~3/8 9/5~11/17 大野・勝山地区 3/16~7/19 7/20~8/30 11/9~3/15 8/31~11/8 嶺南地区 3/6~7/11 7/12~9/4 11/23~3/5 9/5~11/22 ・ 構造体強度補正値 () N ・ 高炉セメントB種 地区 補正値 3N 量中6N 6N 福井・丹南地区 4/2~7/13 7/14~9/4 10/21~4/1 9/5~10/20 大野・勝山地区 4/6~7/19 7/20~8/30 10/14~4/5 8/31~10/13 嶺南地区 4/2~7/11 7/12~9/4 10/25~4/1 9/5~10/24 ・ 構造体強度補正値 () N

<p>7. 寒中コンクリートの適用期間 (6.11.1)</p> <table border="1"> <tr> <th>地区</th> <th>種類</th> <th>適用期間</th> </tr> <tr> <td>福井・丹南地区</td> <td>普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種 高炉セメントB種</td> <td>1/1~ 2/20</td> </tr> <tr> <td>大野・勝山地区</td> <td></td> <td>12/11~ 3/10</td> </tr> <tr> <td>嶺南地区</td> <td></td> <td>1/11~ 2/10</td> </tr> </table> <p>8. 打継ぎの位置、打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 (6.6.4) (6.8.1)</p> <p>打継ぎの位置 ※標準仕様書6.6.4.(1)による 図示による ()</p> <p>目地寸法 ※標準仕様書9.7.3.(1)(7)による 図示による ()</p> <p>ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 図示による ()</p> <p>9. せき板合板等の材質等 (8.2.7)</p> <p>塗装 ・有 (使用部位) ・無 ()</p> <p>材料 ○合板 (※12mm) □G</p> <p>メッシュ型枠JIS G 3302 (使用部位 埋設となる基礎、基礎梁および関連する柱部分 (ただし、見えがかりで仕上げの無い部分は除く) とする。その際、コンクリートは10mmふかすこととし、寒中コンクリートの養生方法、型枠締付け方法については、監督職員の承諾を得ること。 ・断熱材兼用型枠 (使用部位) ・MCR工法用シート (使用部位 打増し厚さ 20mm)</p> <p>・床型枠用鋼製デッキプレート (使用部位) (使用部位)</p> <p>スリーブの材質及び規格等 ・図示による ()</p> <p>10. コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)</p> <p>部位毎のコンクリートの打設工法の指定</p> <table border="1"> <tr> <th>補強工法</th> <th>打設工法</th> <th>部位</th> </tr> <tr> <td>現場打ちコンクリート壁の増設工事</td> <td>・流込み工法 [8.19.8(a)(1),(b)] ・圧入工法 [8.19.8(a)(2),(c)] ・工法指定なし</td> <td>・全ての増設壁 図示 ・全ての増設壁 図示</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻きおよび溶接閉鎖フープ巻き工法</td> <td>・流込み工法 [8.21.5(c)(i)] ・圧入工法 [8.21.5(c)(ii)] ・工法指定なし</td> <td>・全ての補強柱 図示 ・全ての補強柱 図示</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法および溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等</td> <td></td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ※免泡プラスチック保温材等を埋込む 柱頭柱脚の隙間寸法 図示</p> <p>あと打ちコンクリートまたはモルタルの厚さ 図示 mm</p> <p>11. コンクリートの仕上げ (8.1.4) (表8.1.4)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>仕上り平たんさ (8.1.4) (表8.1.5)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>a種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c種</td> <td>和風便器閉塞部 (男女トイレ床)</td> </tr> </table> <p>12. 外部に面する打直し仕上げ (8.7.8)</p> <p>打増し厚さ 図示</p>	地区	種類	適用期間	福井・丹南地区	普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種 高炉セメントB種	1/1~ 2/20	大野・勝山地区		12/11~ 3/10	嶺南地区		1/11~ 2/10	補強工法	打設工法	部位	現場打ちコンクリート壁の増設工事	・流込み工法 [8.19.8(a)(1),(b)] ・圧入工法 [8.19.8(a)(2),(c)] ・工法指定なし	・全ての増設壁 図示 ・全ての増設壁 図示	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻きおよび溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 [8.21.5(c)(i)] ・圧入工法 [8.21.5(c)(ii)] ・工法指定なし	・全ての補強柱 図示 ・全ての補強柱 図示	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法および溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等		・図示	種別	施工箇所	A種		B種		C種		種別	施工箇所	a種		b種		c種	和風便器閉塞部 (男女トイレ床)	<p>3. シアコネクタ</p> <p>現場打ちコンクリート壁の打増部に用いる既着部とのシアコネクタ 種類 ※金属拡張系あと施工アンカーの異形差防アンカー 径 (mm) ※D10 長さ (mm) ※8d (d:シアコネクタの径) 埋込み深さ (mm) 間隔 (mm) ※500×500</p> <p>シアコネクタとセパレーターの兼用 (8.7.8) ※兼用してもよい 兼用しない</p> <p>4. 穿孔機械</p> <p>○ハンマードリル ※低騒音、低振動型穿孔機 (ダイヤモンドコアドリル、ハイブリッドコアドリル、ミストドリル、ソノドリル等)</p> <p>8-5 鉄骨工事</p> <p>1. 鉄骨製作工場 (8.1.5) (7.1.3)</p> <p>※建築基準法第77条の5第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株) 日本鉄骨評価センターまたは(株) 全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「(・S・H・M・R・J) グレード」として国土交通大臣から認可を受けた工場または同等以上の能力のある工場 ・監督職員の承諾する工場</p> <p>2. 施工管理技術者 (8.1.5) ※適用する 適用しない</p> <p>3. 鋼材 (8.2.8) (表8.2.7)</p> <table border="1"> <tr> <th>鋼材の材質</th> <th>種類の記号</th> <th>規格等</th> <th>使用箇所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 行う ※行わない</p> <p>4. 普通ボルト (8.13.2) (8.13.8)</p> <p>ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 図示 母屋又は鋼縁の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm</p> <p>5. 高力ボルト (8.2.9) (8.20.5)</p> <p>・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面処理 ー プラスト処理 ー リン酸塩処理</p> <p>すべり試験の実施 ・実施する (すべり係数試験 すべり耐力試験) ・実施しない ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 図示</p> <p>6. 仮組 (8.13.10) 仮組の実施 実施する () 実施しない</p> <p>7. 技能資格者 (8.15.3) 溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・実施する () ※実施しない</p> <p>8. 溶接接合 (8.15.4) (8.15.7)</p> <p>開先形状 図示 エンドタブの切除する部分 ・見え掛り部となる部分 見え隠れ部となる部分 切除する部分なし 切断面の仕上げ ・改修特記仕様書表 15.7(1)(a)(b)②による スカラップの形状 図示</p> <p>9. 溶接部の試験 (8.15.12)</p> <p>H12建設省告示第1464号第二号に関する外観試験の方法 (8.15.12) ・「実合わせ継手の食い違い仕口ずれの検査・補強マニュアル (独立行政法人建築研究所)」 3.5.2)による受入検査 ・抜き取り検査① ※浮き鳥検査②</p> <p>JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」の付則3「溶接」に関する試験方法等 ・JASS6 10.4「受入検査」も溶接部の外観検査(1)から(5)、までによる。ただし、溶込み溶接部の外見検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※全数試験とする</p> <p>10. 錆止め塗装 (7.3.3) (8.17.2)</p> <p>塗装の範囲 (8.17.2) 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 図示による () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※標準仕様書8.17.2(1)(7)~(4) 図示による ()</p> <p>塗装の種類 ・鉄鋼面の錆止め塗料の種類 屋外 ※A種 屋内 ※A種 ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種類 ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨で溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 ※A種</p> <p>11. 耐火被覆材の種類および性能 (8.18.2)~(8.18.8)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>種類</th> <th>材料・工法</th> <th>性能 (耐火時間)</th> <th>適用箇所 (部位・部分)</th> </tr> <tr> <td>耐火材吹付け</td> <td></td> <td>・乾式吹付ロックウール ・半乾式吹付ロックウール ・湿式ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火板張り</td> <td></td> <td>・繊維混入ケイ酸カルシウム板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火材巻付け</td> <td></td> <td>・高断熱ロックウール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラス張りモルタル塗り</td> <td></td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火塗料</td> <td></td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>材料および工法は、建築基準法に基づき指定または認定を受けたものとする</p> <p>12. アンカーボルト (7.2.4) (7.10.3) (表7.10.1)</p> <p>・構造用アンカー 材質 ※SNR400B アンカーフレームの形状および寸法 図示</p> <p>・建方用アンカー 材質 ※SS400 アンカーボルトの保持および埋め込み工法 種別 ー A種 B種 C種 均しモルタルの厚さ ※50mm 30mm ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 図示 (8.13.2)</p>	鋼材の材質	種類の記号	規格等	使用箇所					種類	種類	材料・工法	性能 (耐火時間)	適用箇所 (部位・部分)	耐火材吹付け		・乾式吹付ロックウール ・半乾式吹付ロックウール ・湿式ロックウール			耐火板張り		・繊維混入ケイ酸カルシウム板			耐火材巻付け		・高断熱ロックウール			ラス張りモルタル塗り		ー			耐火塗料		ー			<p>13. 鉄骨ブレース設置後の仕上げ (8.22.9)</p> <p>14. 柱底均しモルタルの工法 (7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2)</p> <p>15. 錆止め塗料の種類 (7.3.2) (8.17.3)</p> <p>屋外 表7.3.1 表7.3.2 ※A種 屋内 表7.3.1 表7.3.2 () 種 耐火被覆材の接着する面への塗装 行わない 行う</p> <p>8-6 グラウト工事</p> <p>1. モルタルおよびグラウト材 (8.2.6) (8.2.12) (表8.2.5)</p> <p>構造体用モルタル ※[8.2.6]および[8.2.11]による 柱底均しモルタル ※無収縮モルタル</p> <p>グラウト材 (8.2.12) 無収縮グラウト材 プレミックスおよび現場調合形</p> <table border="1"> <tr> <th>混和材料</th> <th>セメント</th> <th>砂</th> </tr> <tr> <td>セメント系 (酸化カルシウムおよびカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの) とする</td> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通または早強ポルトランドセメントとする</td> <td>土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する</td> </tr> </table> <p>無収縮グラウトの品質および試験方法 (現場調合形においては標準使用量・配合値における品質)</p> <table border="1"> <tr> <th>ブリージング</th> <th>凝結開始時間</th> <th>終結時間</th> <th>無収縮性</th> <th>圧縮強度</th> <th>付着強度</th> <th>塩化物質</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>練り混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下</td> <td>1時間以上</td> <td>10時間以内</td> <td>材齢 7日 収縮しない</td> <td>材齢 3日 20N/mm²以上 材齢 28日 40N/mm²以上</td> <td>材齢 28日 2.5N/mm²以上</td> <td>0.30kg/m³以下</td> <td>日本道路公団規格 (JHS) 「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999 によるプレミックス形と現場調合形で混和材料が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う</td> </tr> </table> <p>増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処理方法 (8.21.9)</p> <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>増設壁の上端</td> <td>※グラウト材を注入</td> <td>寸法は図示による</td> </tr> </table> <p>8-7 連続繊維補強工事</p> <p>1. 連続繊維補強工法 (8.2.13)</p> <p>連続繊維補強工法 ※連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針第4章補強工事の施工による工法または同等の性能を有する工法</p> <p>2. 連続繊維シートおよび合浸接着剤等の材料 (8.2.13)</p> <p>連続繊維の材料 ・炭素繊維 ー アラム繊維 ー ガラス繊維</p> <p>連続繊維の形状 ※一方向繊維または一方向シート 一方向プレブリグ 二方向繊維</p> <p>連続繊維の強度 (含浸硬化後) 引張強度 (含浸硬化後) ・ () N/mm² ヤング係数 (含浸硬化後) ・ () N/mm²</p> <p>ひび割れ改修 行う 範囲 図示による () 種類 ー 4.1.4 (a), (b) による</p> <p>3. 連続繊維シートの施工準備 (8.24.4)</p> <p>仕上げモルタルの除去 ※構造体まで除去する ー モルタル除去は行わない</p> <p>既存モルタルの圧縮強度測定 ・行う () 行わない</p> <p>柱の隅角部の面取り ※工法の評価内容により半径は20mmまたは30mmとする</p> <p>4. 連続繊維シートの貼付け (8.24.6)</p> <p>連続繊維の目付量 図示 ー 200g/m ー 300g/m</p> <p>連続繊維シートの巻き数 図示 ー 1巻き ー 2巻き</p> <p>5. 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.6)</p> <p>引張強度試験 ・実施しない ・実施する (試験数量) 引張強度試験 ※ JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法) による</p> <p>付着強度試験 ・実施しない ・実施する (試験数量)</p> <p>6. 仕上げ (8.24.7)</p> <p>補強工事後の仕上げ 図示による ()</p> <p>8-8 耐震スリット新設工事</p> <p>1. スリットの種類 (8.25.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>完全スリットの種類</th> <th>形状</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>一般型</th> <th>一面せん断型</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>※図示</td> <td>※図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅W (mm)</td> <td>※図示</td> <td>※図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい</td> <td>・切断してよい</td> <td></td> </tr> </table>	混和材料	セメント	砂	セメント系 (酸化カルシウムおよびカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの) とする	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通または早強ポルトランドセメントとする	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する	ブリージング	凝結開始時間	終結時間	無収縮性	圧縮強度	付着強度	塩化物質	試験方法	練り混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下	1時間以上	10時間以内	材齢 7日 収縮しない	材齢 3日 20N/mm ² 以上 材齢 28日 40N/mm ² 以上	材齢 28日 2.5N/mm ² 以上	0.30kg/m ³ 以下	日本道路公団規格 (JHS) 「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999 によるプレミックス形と現場調合形で混和材料が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う	部位	処理方法	備考	増設壁の上端	※グラウト材を注入	寸法は図示による	完全スリットの種類	形状	備考				記号	一般型	一面せん断型	備考	形状	※図示	※図示		幅W (mm)	※図示	※図示		既存鉄筋の処理	・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい	・切断してよい		<p>2. スリットの施工 (8.25.2)</p> <p>スリット部の配筋等の調査 (8.25.2) 範囲 ※スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去の範囲全て 図示 方法 ※鉄筋探知器 (金属探知器) により調査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつり出しによる</p> <p>スリットの仕上げ位置 壁上部部 ー 梁との接合部 柱の柱きわ部 ー 柱の仕上げを逃がたきわ部 壁下部部 ー 床仕上げ上部 ー 床躯体上部</p> <p>3. スリットの充填材の挿入及び周囲補修等 (8.25.2)</p> <p>耐火材 使用箇所及び仕様 図示による () 造音材 使用箇所及び仕様 図示による () 撤去部の補修 ※撤去材と同一材で補修</p> <p>8-9 免震・制振改修工事</p> <p>1. 材料および性能確認試験 (8.26.7) (8.27.4)</p> <p>2. 免震材料または減震材の設置 (8.26.10) (8.27.6)</p> <p>別置の免震材料または減震材の種類、形状、寸法、数量および設置条件 図示 設置しない</p> <p>3. 既存構造体との取合い (8.26.10) (8.27.6)</p> <p>改修標準仕様書9.19.6による (割製補強筋の適用 有・無)</p> <p>4. 設置後の仕上げ (8.26.13) (8.27.8)</p> <p>5. 耐火被覆 (8.26.14)</p> <p>免震支材への耐火被覆の適用 有 (仕様 ※図示) 無</p> <p>6. 免震エキスパンションジョイント (8.26.15)</p> <p>7. 検査 (8.26.16) (8.27.9)</p> <p>検査項目および数量 図示</p> <p>8-10 基礎工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>本工事の基礎杭工事は、「基礎くい工事における工事監理ガイドライン」(H28.3.4国土交通省策定) による監理を行う。また、杭ごとに電流計データの写真を監督職員に提出する。</p> <p>2. 既存杭の撤去等 (8.28.2)</p> <p>既存杭の撤去範囲および撤去方法 図示 既存杭の杭頭部処理 行う () 行わない 既存杭の補強 行う (図示) 行わない 既存杭の健全性確認試験 行う () 行わない</p> <p>3. 埋戻しおよび盛土 (8.28.3)</p> <p>埋戻しおよび盛土の種類 (A種 B種 C種 D種)</p> <p>発生土の処理 ※構外搬出適切処理 構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積 構外指定場所に処分 受入施設名 受入場所 仮置場所 備考</p> <p>4. 山留めの存置 (8.28.3)</p> <p>鋼矢板等の抜き後の処理 ※直ちに砂で充填する 存置範囲 図示</p> <p>5. 杭地業 (8.28.4)</p> <p>既製コンクリート杭地業/鋼杭地業 種類 ※PHC杭 PRC杭 SC杭 鋼杭 (SKK400 SKK490) 寸法および継手</p> <table border="1"> <tr> <th>試験杭</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>杭長 (m)</th> <th>及び種類</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>長期支持力 (kN/セット)</th> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table> <p>杭頭の切断方法 ※ダイヤモンドカッター 杭継手工法 ー 油継手 ー 無溶接継手 (評定等受けた工法) 先端部形状 ※開放型 閉そく平たん型 施工方法 ※特定埋込杭工法 ・プレボーリング拡大掘削工法 ・中掘り拡大掘削工法 国土交通省告示第1113号第0に定める地盤の許容支持方式の内 α、β、γが下記の値をとれる工法とする α=()、β=()、γ=() 杭周囲定液 使用する 使用しない ・打込み工法 ※プレボーリング併用打撃工法 プレボーリングの掘削深さ及び径 深さ () m 径 () 推定支持力の算定方法 R=F/(5S+0.1) kN/セット ・セメントミルク工法 アースオーガの支持地盤への掘削深さ 図示 杭の支持地盤への掘入深さ 図示</p> <p>杭打機の種類 ※3点支持式クローラークレーン 杭の精度 水平方向の位置ずれ mm以下 杭の傾斜 /100以内 支持層及び掘入深さ 図示 ー SGL- m (土質) 杭の載荷試験 鉛直載荷試験 水平載荷試験 試験の方法、報告書の記載事項等は「敷地調査共通仕様書」による。 地盤の載荷試験 試験位置 (ヶ所) 図示 試験深さ (m) 設計αより () m 試験対象土質 () 最大荷重 (t) () 試験の方法は「敷地調査共通仕様書」4章9節による。 ・その他の杭地業 () ※詳細は図示</p> <p>6. 砂利地業</p> <p>厚さ ※60mm ※再生クラッシュラン G 切込み砂利及び切込み砕石 (含有物については (2.2・3・3 (b) による)</p> <p>7. 捨てコンクリート地業</p> <p>厚さ ※50mm</p>	試験杭	杭径 (mm)	杭長 (m)	及び種類	継手数	セット数	長期支持力 (kN/セット)	本杭					4		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">部分スリットの種類</th> <th colspan="2">片側スリット</th> <th colspan="2">両側スリット</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <td>記号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>※図示</td> <td></td> <td></td> <td>※図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅W (mm)</td> <td>※図示</td> <td></td> <td></td> <td>※図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地部の残存厚さ t8 (mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・存置する ・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい</td> <td></td> <td></td> <td>・存置する ・切断してよい</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>図面番号 D06</p>	部分スリットの種類		片側スリット		両側スリット		備考		記号								形状	※図示			※図示				幅W (mm)	※図示			※図示				目地部の残存厚さ t8 (mm)				・壁厚の1/2以下かつ70mm以下				既存鉄筋の処理	・存置する ・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい			・存置する ・切断してよい			
地区	種類	適用期間																																																																																																																																																																																																
福井・丹南地区	普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種 高炉セメントB種	1/1~ 2/20																																																																																																																																																																																																
大野・勝山地区		12/11~ 3/10																																																																																																																																																																																																
嶺南地区		1/11~ 2/10																																																																																																																																																																																																
補強工法	打設工法	部位																																																																																																																																																																																																
現場打ちコンクリート壁の増設工事	・流込み工法 [8.19.8(a)(1),(b)] ・圧入工法 [8.19.8(a)(2),(c)] ・工法指定なし	・全ての増設壁 図示 ・全ての増設壁 図示																																																																																																																																																																																																
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻きおよび溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 [8.21.5(c)(i)] ・圧入工法 [8.21.5(c)(ii)] ・工法指定なし	・全ての補強柱 図示 ・全ての補強柱 図示																																																																																																																																																																																																
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法および溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等		・図示																																																																																																																																																																																																
種別	施工箇所																																																																																																																																																																																																	
A種																																																																																																																																																																																																		
B種																																																																																																																																																																																																		
C種																																																																																																																																																																																																		
種別	施工箇所																																																																																																																																																																																																	
a種																																																																																																																																																																																																		
b種																																																																																																																																																																																																		
c種	和風便器閉塞部 (男女トイレ床)																																																																																																																																																																																																	
鋼材の材質	種類の記号	規格等	使用箇所																																																																																																																																																																																															
種類	種類	材料・工法	性能 (耐火時間)	適用箇所 (部位・部分)																																																																																																																																																																																														
耐火材吹付け		・乾式吹付ロックウール ・半乾式吹付ロックウール ・湿式ロックウール																																																																																																																																																																																																
耐火板張り		・繊維混入ケイ酸カルシウム板																																																																																																																																																																																																
耐火材巻付け		・高断熱ロックウール																																																																																																																																																																																																
ラス張りモルタル塗り		ー																																																																																																																																																																																																
耐火塗料		ー																																																																																																																																																																																																
混和材料	セメント	砂																																																																																																																																																																																																
セメント系 (酸化カルシウムおよびカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの) とする	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通または早強ポルトランドセメントとする	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する																																																																																																																																																																																																
ブリージング	凝結開始時間	終結時間	無収縮性	圧縮強度	付着強度	塩化物質	試験方法																																																																																																																																																																																											
練り混ぜ2時間後のブリージング率 : 2.0%以下	1時間以上	10時間以内	材齢 7日 収縮しない	材齢 3日 20N/mm ² 以上 材齢 28日 40N/mm ² 以上	材齢 28日 2.5N/mm ² 以上	0.30kg/m ³ 以下	日本道路公団規格 (JHS) 「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999 によるプレミックス形と現場調合形で混和材料が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う																																																																																																																																																																																											
部位	処理方法	備考																																																																																																																																																																																																
増設壁の上端	※グラウト材を注入	寸法は図示による																																																																																																																																																																																																
完全スリットの種類	形状	備考																																																																																																																																																																																																
記号	一般型	一面せん断型	備考																																																																																																																																																																																															
形状	※図示	※図示																																																																																																																																																																																																
幅W (mm)	※図示	※図示																																																																																																																																																																																																
既存鉄筋の処理	・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい	・切断してよい																																																																																																																																																																																																
試験杭	杭径 (mm)	杭長 (m)	及び種類	継手数	セット数	長期支持力 (kN/セット)																																																																																																																																																																																												
本杭					4																																																																																																																																																																																													
部分スリットの種類		片側スリット		両側スリット		備考																																																																																																																																																																																												
記号																																																																																																																																																																																																		
形状	※図示			※図示																																																																																																																																																																																														
幅W (mm)	※図示			※図示																																																																																																																																																																																														
目地部の残存厚さ t8 (mm)				・壁厚の1/2以下かつ70mm以下																																																																																																																																																																																														
既存鉄筋の処理	・存置する ・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい			・存置する ・切断してよい																																																																																																																																																																																														
<p>年度別 R5 令和5年6月</p>	<p>分科番号</p>	<p>第一分科 第二分科 第三分科</p>	<p>株式会社 未来プランニング 1級建築士事務所 福井県 (い) 755号 管理棟 1階 117905号 浜岸吉満</p>	<p>工事名称 国立若狭湾青少年自然の家 海の学習棟 トイレ等改修工事 図面名称 建築改修工事特記仕様書 (その6) 縮尺</p>																																																																																																																																																																																														



案内図

法定面積表（当初設計図より）

敷地面積		1,933,311	m ²
床面積			
1階	248.71	m ²	
2階	229.80	m ²	
延べ	478.51	m ²	
改修対象床面積			
1階	36.80	m ²	
		(トイレ、乾燥室)	

敷地 概要

地名地番：福井県小浜市田島区大浜
 都市計画区域：都市計画区外
 用途地域：指定なし
 国定公園等：若狭湾国定公園第2種特別地域
 防火制限：指定なし
 積雪荷重：海岸線から2km以内 1.00m 3,000N
 地表面粗度区分：Ⅲ（建物高さ13m以下）
 風速：V0=32m/s

建物 概要

■本体建物
 鉄筋コンクリートラーメン構造 2階建て
 主要用途：研修施設（海の学習棟）
 軒高 6.75m 最高の高さ 9.55m
 耐火建築物
 屋根：スラブコンクリート t120（勾配）
 モルタル、スチロール成形下地
 S型瓦葺
 外壁：コンクリート化粧打ち放しB種
 スタッコ吹付
 （アスベスト含有無し、調査分析済）
 軒裏：コンクリート打ち放しB種
 スタッコ吹付、リシン吹付
 開口部：延焼の恐れのある部分防火設備（延焼ライン抵触無し）
 基礎：独立基礎（GL-1300）
 支持杭無し
 竣工：1984年（昭和59年）3月

■消防関係法令
 主要用途：青少年教育施設（16項イ）
 階の判定：1階2階共無窓階でない
 既存の消防設備
 ○消火器（2階2本）
 ○誘導灯（2階2か所）
 ○自動火災報知設備
 ○非常警報設備（階50人（無窓階20人））
 ○建物群として屋外消火栓設備

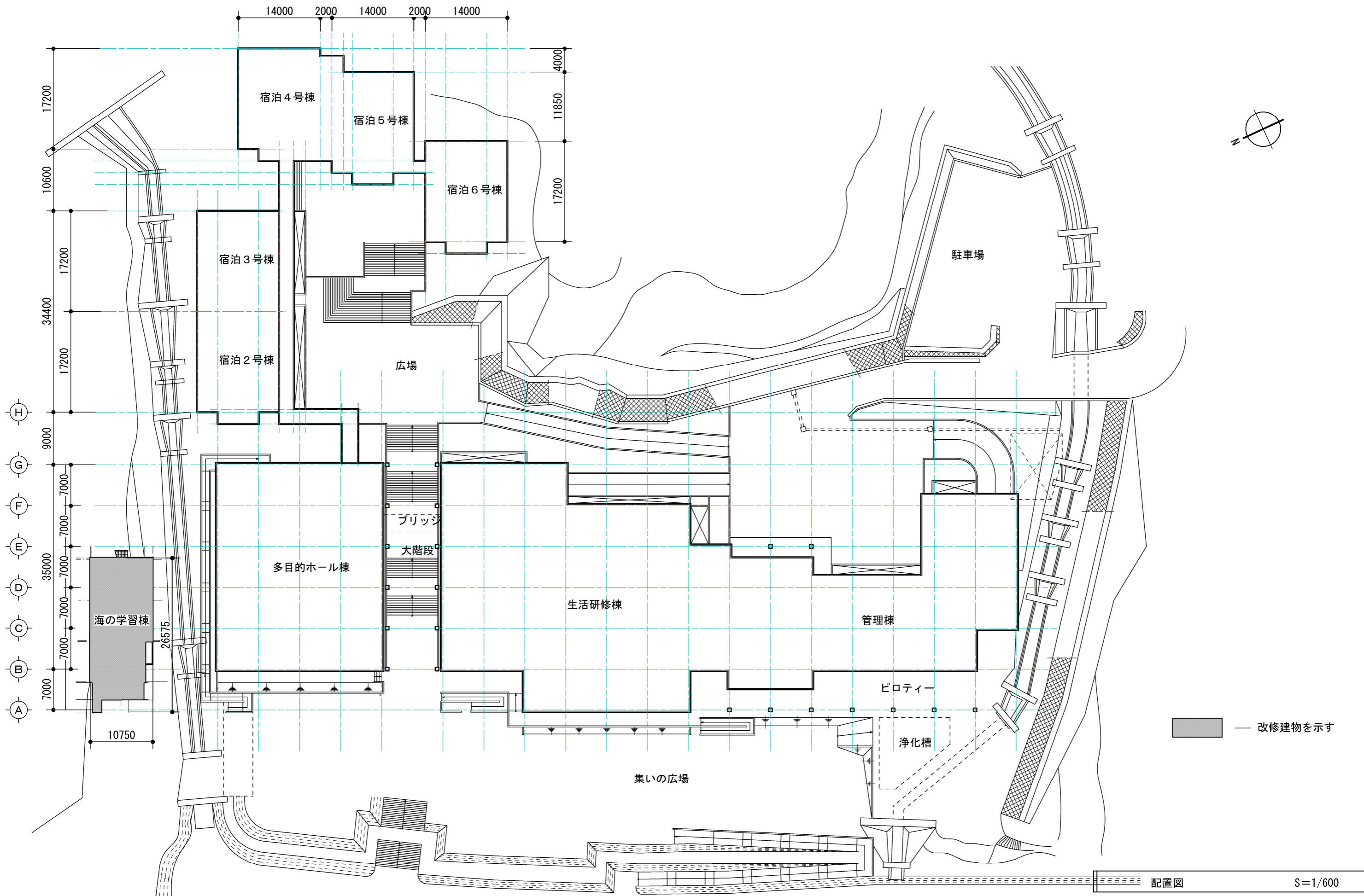
工事 概要

■改修内容

- 男女トイレ
 - ・衛生器具の更新（大便器、手すり類）
 - ・天井換気扇の更新
 - ・トイレブースの更新
 - ・床下点検口の更新
 - ・内装仕上の更新（壁・天井塗装）
- 乾燥室
 - ・車いす用シャワー室及び脱衣室に改修
 - ・衛生器具、熱源の更新（シャワーカラン等、床排水等、洗面器、手すり類）（ガス湯沸器：2階給湯系統の1台を更新、分岐）
 - ・天井換気扇の更新（耐湿型）
 - ・照明器具の更新（室配置に適したもの）
 - ・内装仕上の更新（床モルタル・塗布防水、床シート 壁・天井塗装、シャワーカーテン）
- 鋼製建具
 - ・腐食した出入口扉の塗り替え、一部更新

■工事に係る留意点

- 大気汚染防止法のアスベスト含有建材事前調査報告を実施すること。
- 別添仮設計画は参考とする。
- 工事に伴う騒音・振動・粉塵等の苦情については、施工者の責任において対処すること。
- 河川、海岸への工事中の汚水、廃棄物の流出を起こさない様十分留意すること。
- 工事車両の出入の際は安全確認に務めること。
- 建物内の内装仕上、家具、備品について、工事中に破損、損傷の無い様十分注意して養生し施工にあたること。破損、損傷に関しては施工者の責任において復旧すること。（ただし、改修室の備品は発注者が移動する）
- 外壁、外構構造物についても同様とする。
- 工事中の既存電源使用について過電流やブレーカー遮断により、電灯設備等に影響を与えないよう、接続する回路の調査を実施するなど十分な配慮を行うこと。
- 自動火災報知設備の一時撤去、試験、復旧に関して、消防協議の上、消防署への申請、受験に対応すること。
- 「若狭湾国定公園並第2種特別地域につき、外観変更の申請対象となっている為、関連工事については十分留意し、施工にあたること。



配置図 S=1/600

TITLE architecture space coordinate

PICTURE 配置図

SCALE S=1/600 BOSS CHECKED DRAWN DAY 2023.6

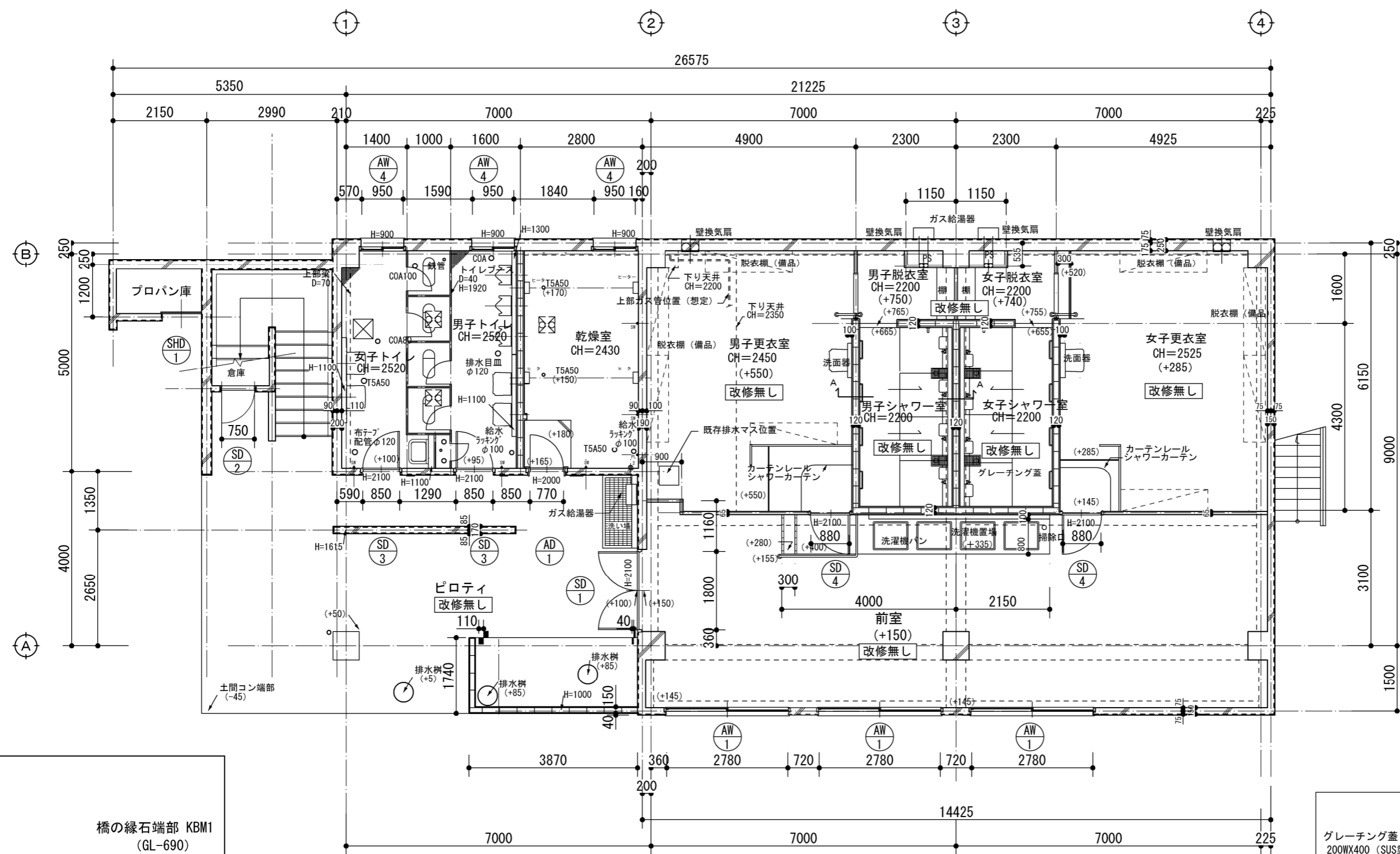
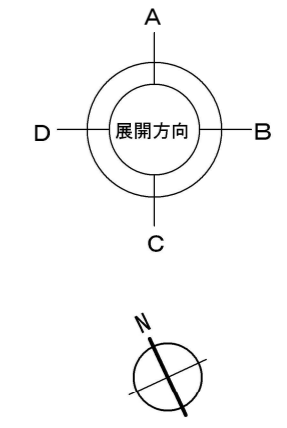
SPACE CREATE MIKI-PLANNING 株式会社 未来プランニング 一級建築士事務所 事務所登録い-755号 一級建築士. 第117905号 浜岸 吉満 NO. D09

国立若狭湾少年自然の家 海の学習棟 トイレ等改修工事

一級建築士. 第354534号 吉村 英樹 A3出力時: 100%

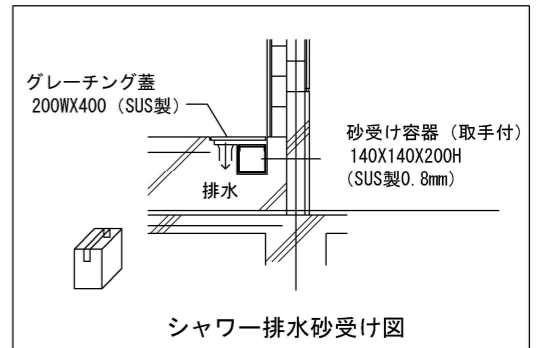
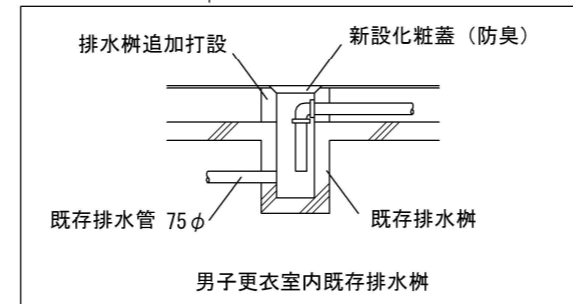
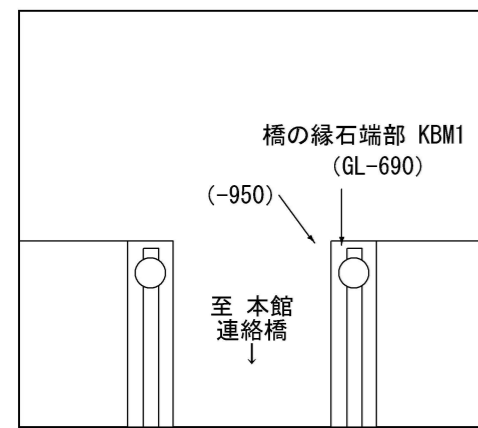
内部仕上表

階	室名		床	巾木	壁	天井	天井下地	廻縁	
1	女子トイレ	改修前	仕上	モザイクタイル張り25mm角	/	VP塗り	EP塗	軽量鉄骨天井	樹脂製F型
			下地	モルタル塗り		モルタル金鍍押え又はコンクリート打放し	ケイ酸カルシウム板(7) 6.0 目透かし	LGS19@303	
			備考	アルミ製床下点検口 600×600 (撤去)					ジョイントW
		改修後	仕上	撤去部のみモザイクタイル張り25mm角		DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	改修無し	改修無し
			下地	モルタル塗り (参考:長江陶業 無釉25mm角)		既存下地 素地こしらえ	既存下地 素地こしらえ		
			備考	SUS製床下点検口 600×600					
	備考		床スラブ躯体復旧 t130 (旧和風便器部、床下点検口取替え周囲) (金属拡張アンカー、D13配筋共)						
	CH= 2,520	備考							
	男子トイレ	改修前	仕上	モザイクタイル張り25mm角	/	VP塗り	EP塗	軽量鉄骨天井	樹脂製F型
			下地	モルタル塗り		モルタル金鍍押え又はコンクリート打放し	ケイ酸カルシウム板(7) 6.0 目透かし	LGS19@303	
			備考						ジョイントW
		改修後	仕上	撤去部のみモザイクタイル張り24mm角		DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	改修無し	改修無し
下地			モルタル塗り	既存下地 素地こしらえ		既存下地 素地こしらえ			
備考			(参考:長江陶業 無釉25mm角)						
備考		床スラブ躯体復旧 t130 (旧和風便器部) (金属拡張アンカー、D13配筋共)			アルミ製天井点検口450角 1か所新設 (下地開口補強共)				
CH= 2,520	備考								
乾燥室 ↓ シャワー室 脱衣室	改修前	仕上	ウレタン塗布防水 (ノンスリップ)	ウレタン塗布防水	VP塗	EP塗	軽量鉄骨天井	樹脂製F型	
		下地	モルタル下地 一部長尺ビニール床シート	モルタル又はRC下地 H=300	コンクリート下地 (一部モルタル補修)	ケイ酸カルシウム板(7) 6.0 目透かし	LGS19@303	ジョイントW	
		備考	(UP-A30)						
	改修後	仕上	長尺浴室用ビニール床シート (7) 2.8 柄物	DP塗 (3級)	DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	DP上塗り (3級) (2液型ポリウレタン樹脂エナメル)	改修無し	改修無し	
		下地	モルタル金鍍押え (7) 30 自閉樹脂塗膜防水	モルタル金鍍押え 自閉樹脂塗膜防水	既存下地 素地こしらえ	既存下地 素地こしらえ			
		備考	(参考:サンゲツ オフロア)	H=300		シャワーカーテンH=2130 SUS天井付けレール			
	備考		(参考:大関化学工業 パラテックスB-1) ※既存モルタル全撤去、長尺ビニール床シート撤去 ※排水溝W100 (蓋幅150) 深さ50~100mm	既存モルタル1方撤去 H=300		アルミ製天井点検口450角 1か所新設 (下地開口補強共)			
	CH= 2,430	備考	(樹脂グレーチング 参考:カネソウPV-A) (溝内厚膜弾性ウレタン樹脂塗床) (参考:大同塗料 ユカクリートソフトA) ※SUSシェルフ別途 (脱衣棚、シャンプー棚)						

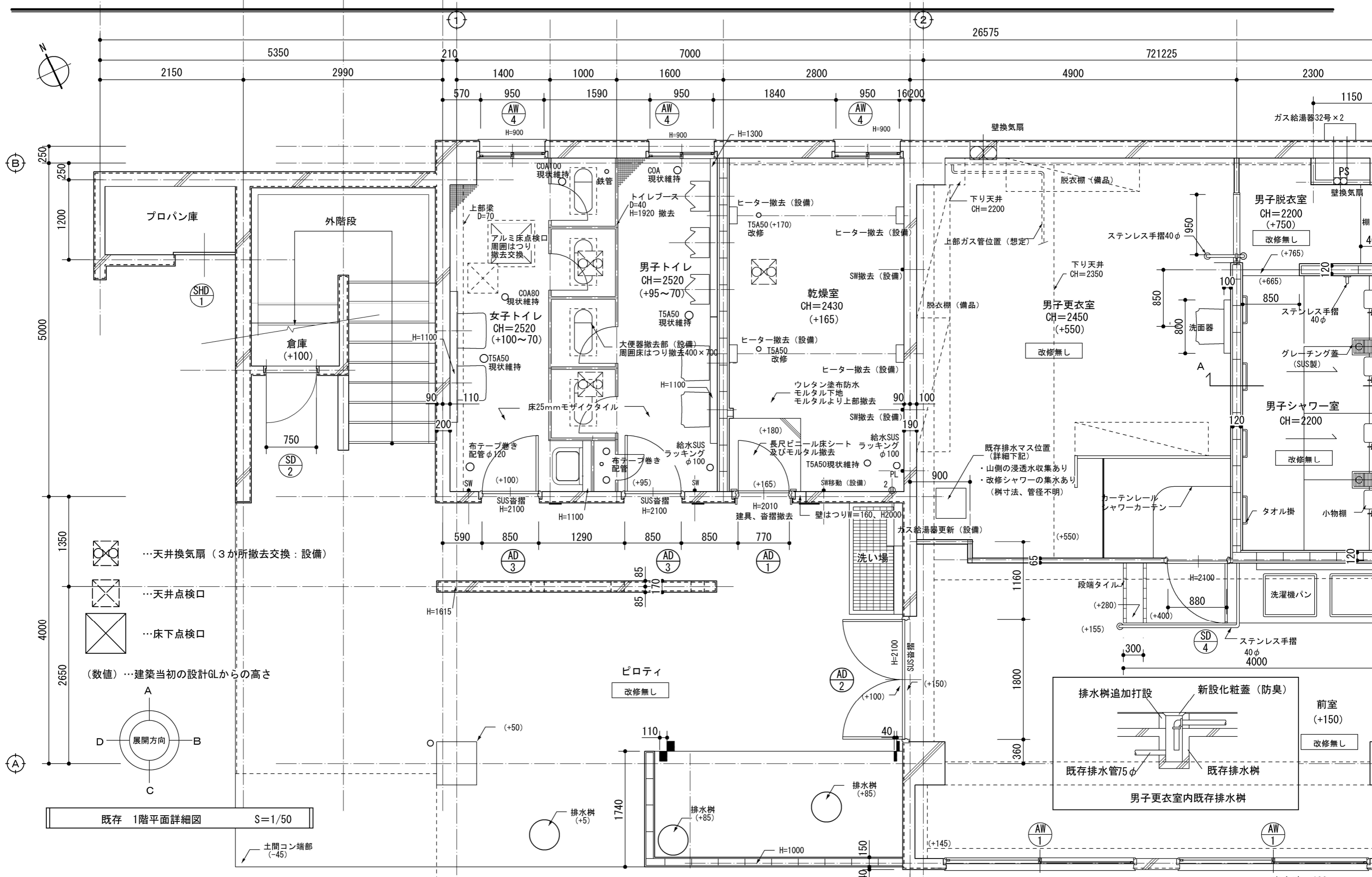


- ...天井換気扇
- ...天井点検口
- ...床下点検口

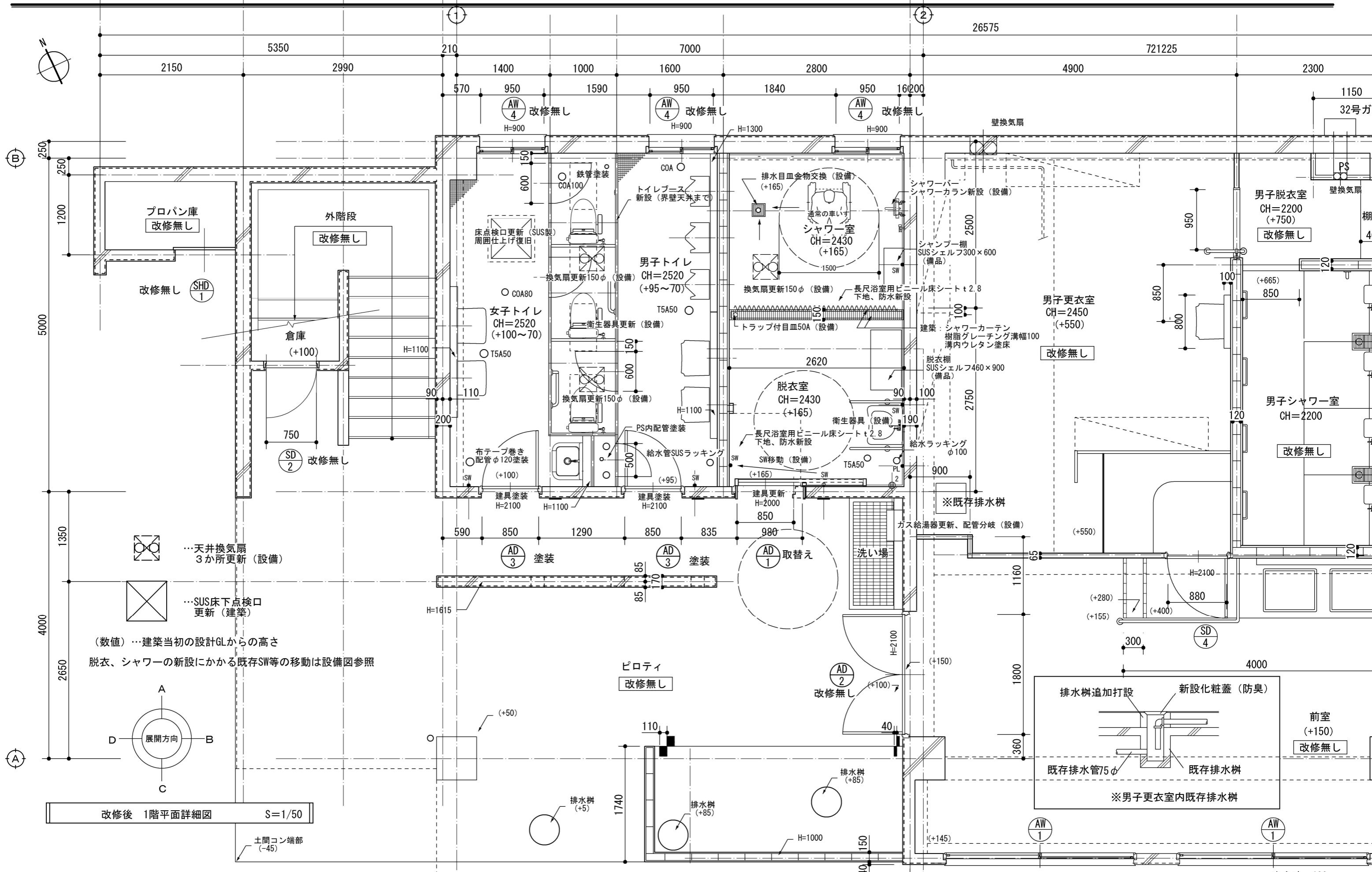
(数値) ...建築当初の設計GLからの高さ



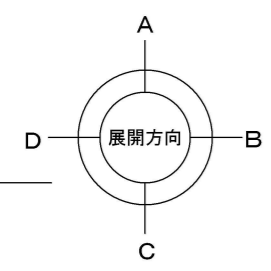
既存 1階平面図 S=1/100



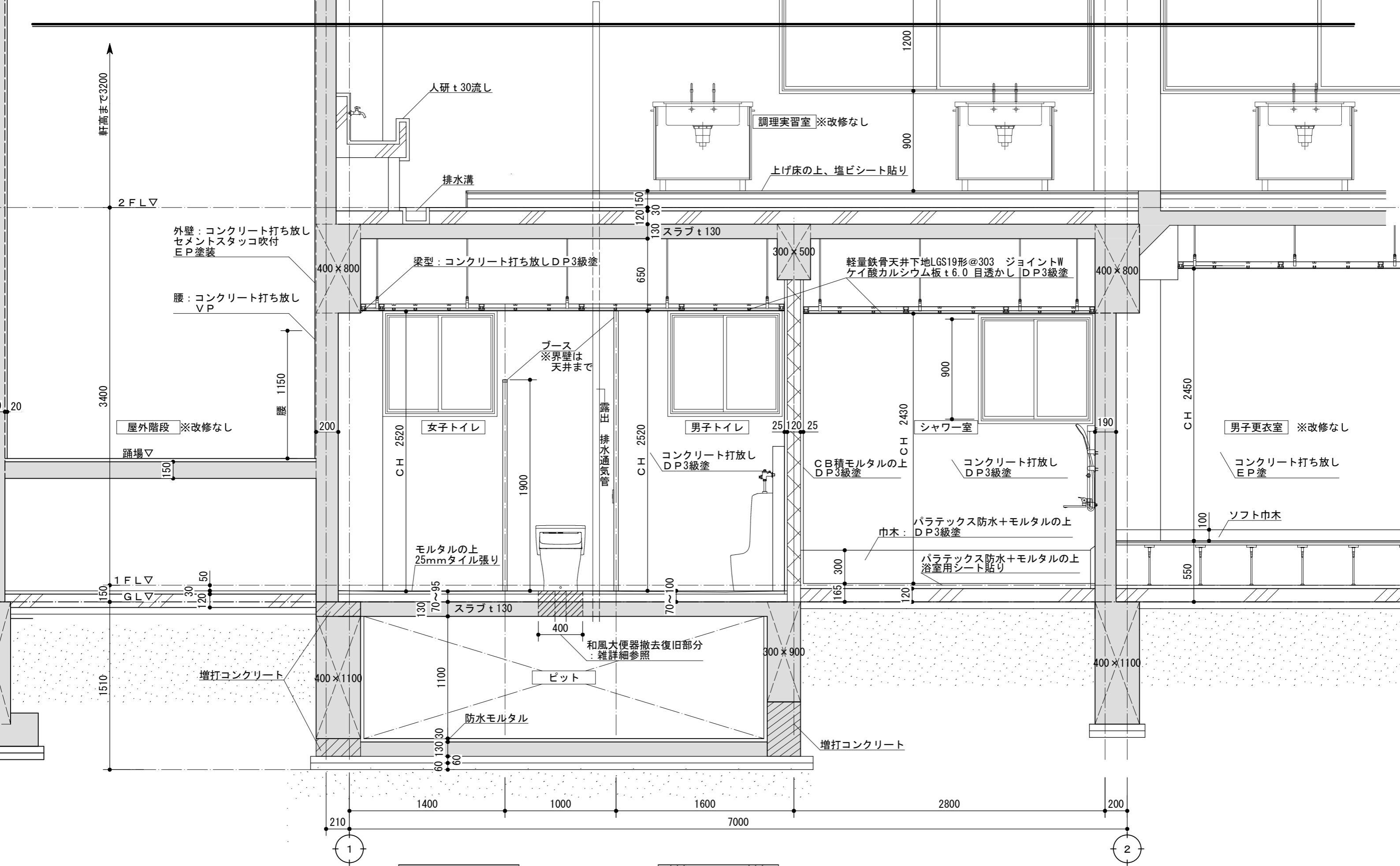
...天井換気扇 (3ヶ所撤去交換: 設備)
 ...天井点検口
 ...床下点検口
 (数値) ...建築当初の設計GLからの高さ
 展開方向
 既存 1階平面詳細図 S=1/50
 土間コン端部 (-45)



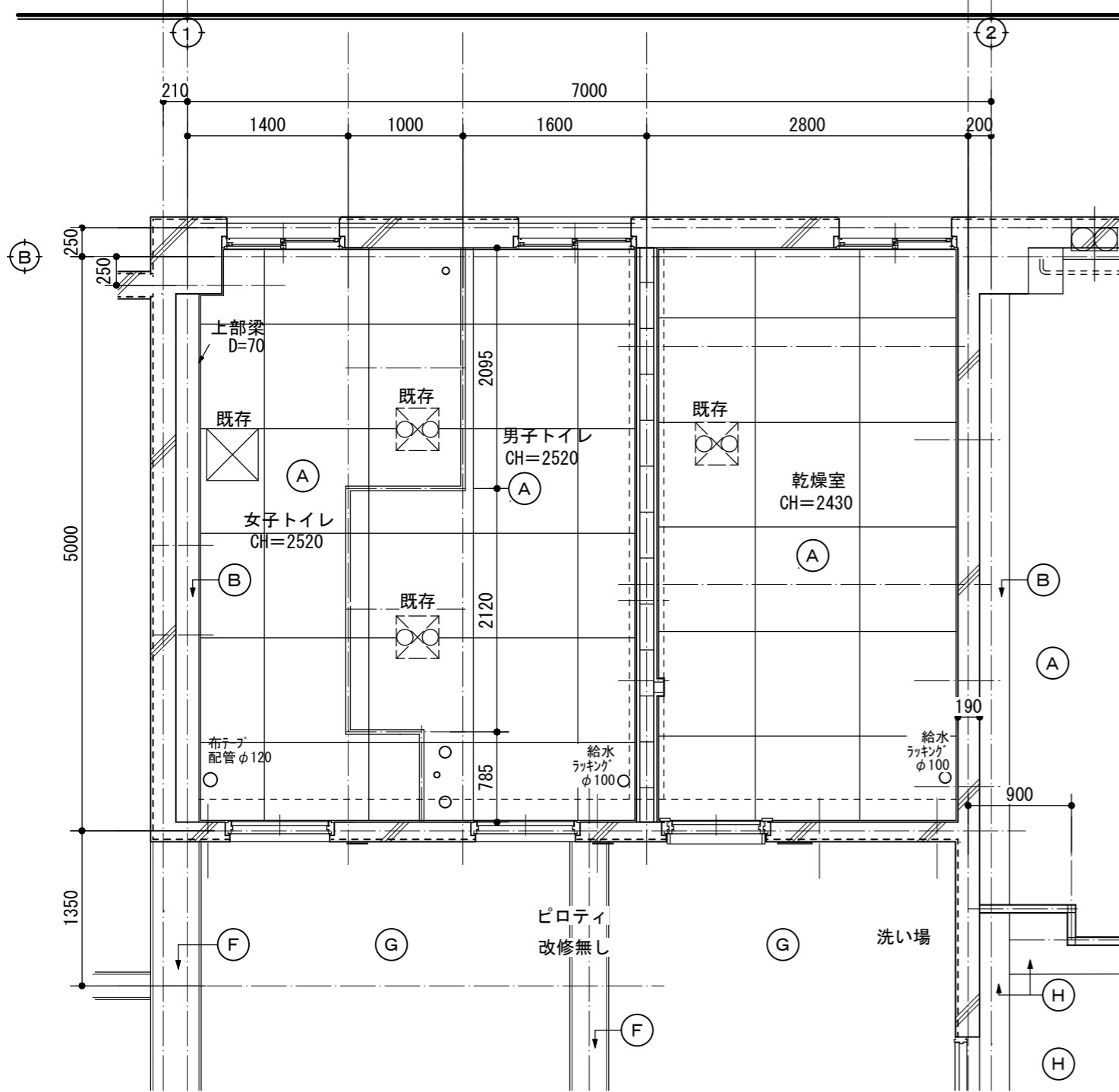
(数値) ...建築当初の設計GLからの高さ
 脱衣、シャワーの新設にかかる既存SW等の移動は設備図参照



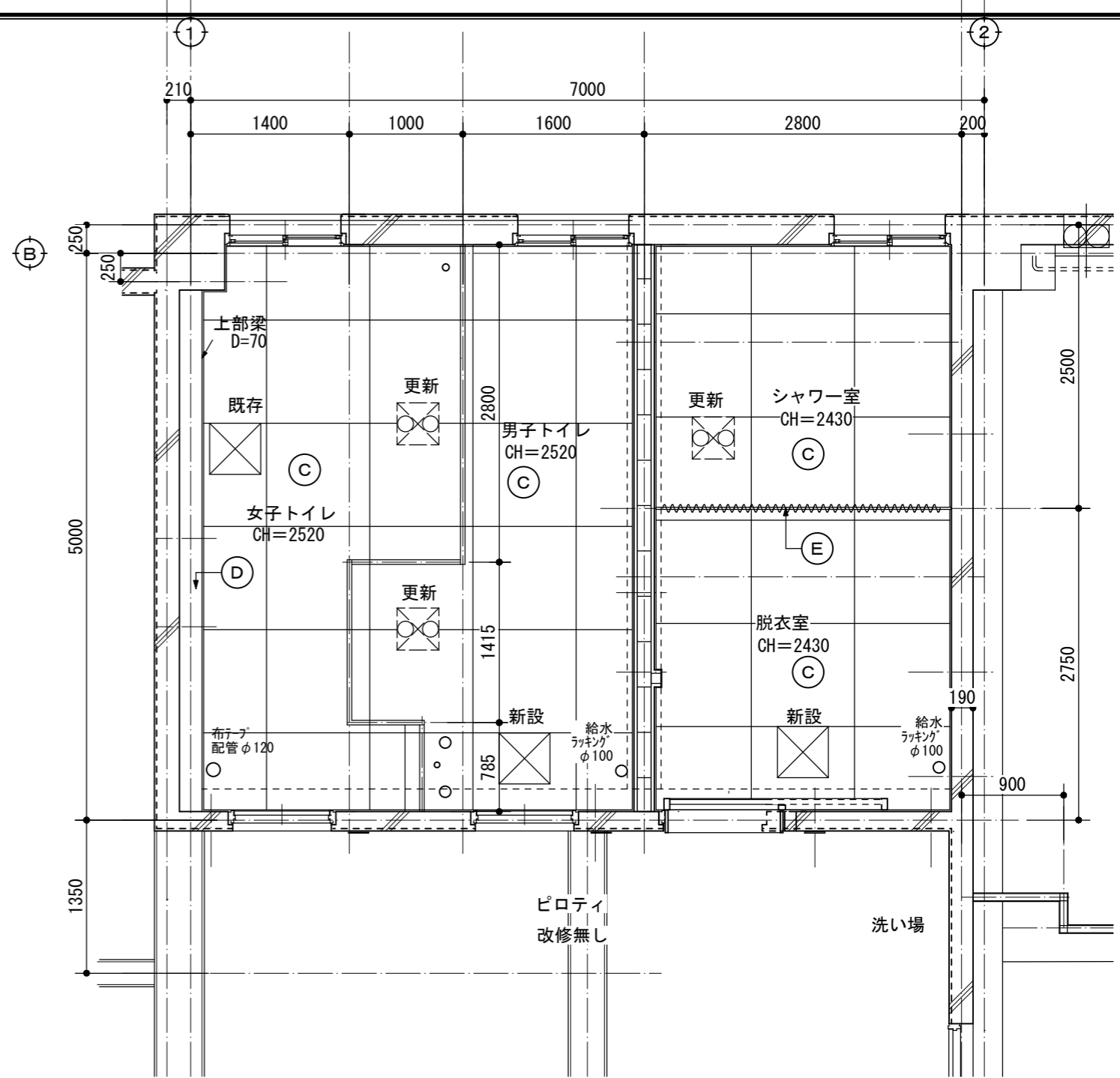
改修後 1階平面詳細図 S=1/50



躯体コンクリートを示す
 土間コンクリートを示す 特記以外 t 120 (地業は砕石60)

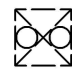
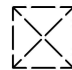


既存 1階天井伏図 S=1/50

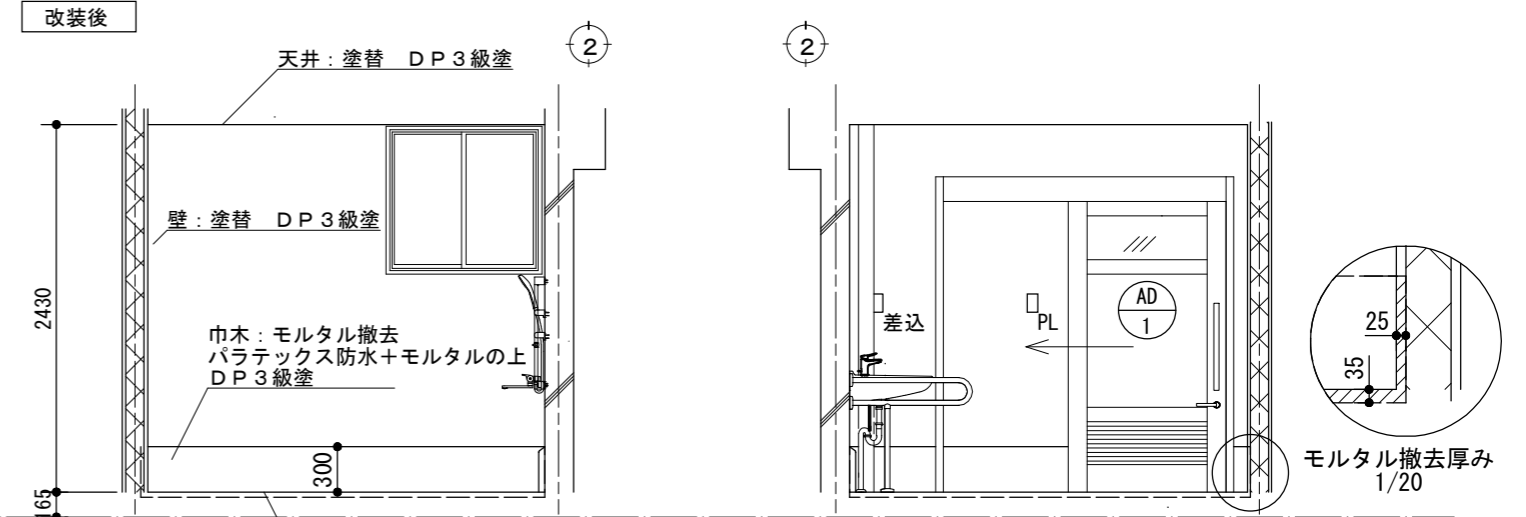
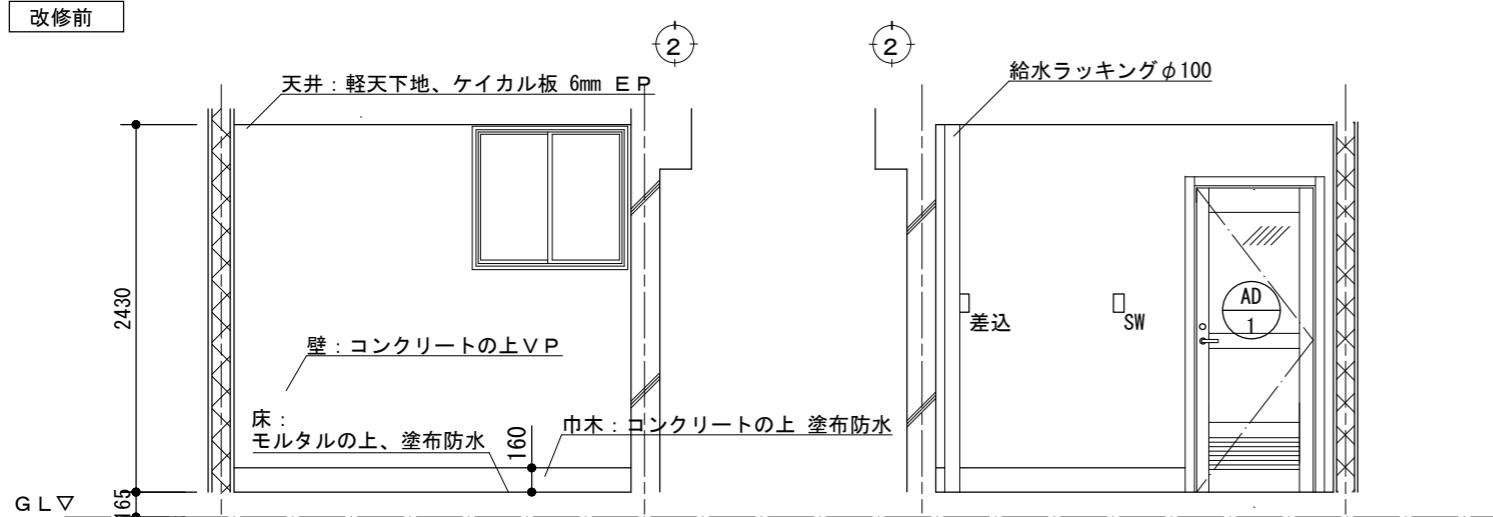


改修後 1階天井伏図 S=1/50

凡例

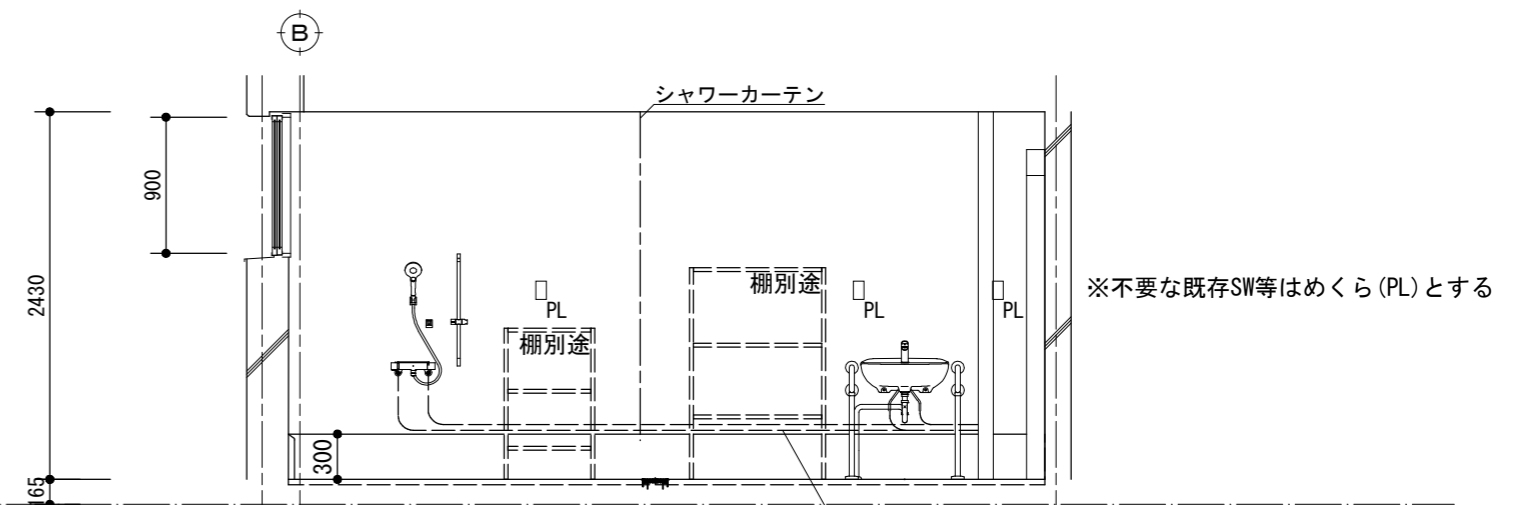
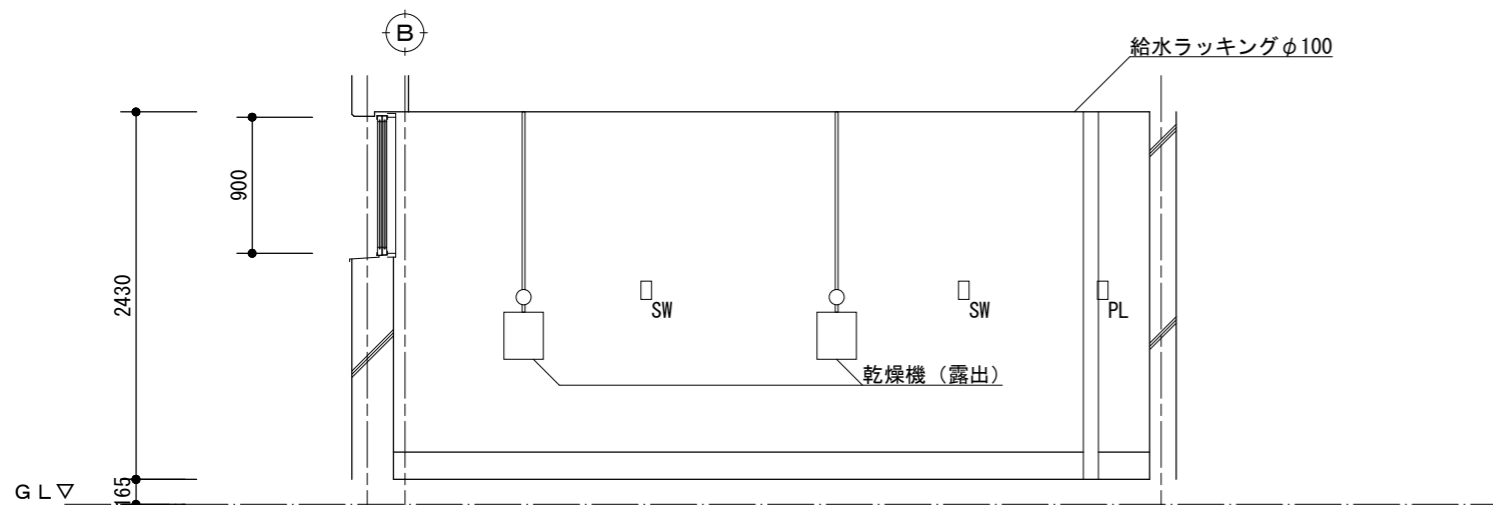
-  ...天井換気扇3か所更新 (機械設備工事)
-  ...天井点検口アルミ450×450アングル枠タイプ 2か所増設 (建築)

記号	主材	下地	廻縁
(A)	ケイ酸カルシウム板 t6.0 目透かし EP塗り	軽量鉄骨天井下地LGS19形@303 ジョイントW	F型樹脂製見切
(B)	コンクリート打放し VP塗り		
(C)	DP塗り (3級) 2液ウレタン樹脂エナメル (素地こしらえ共)		
(D)	DP塗り (3級) 2液ウレタン樹脂エナメル (素地こしらえ共)		
(E)	SUS304天井付カーテンレール (シャワーカーテン)		
(F)	コンクリート打放し リシン吹付け		
(G)	コンクリート打放し スタッコ吹付け		
(H)	コンクリート打放し 化粧		



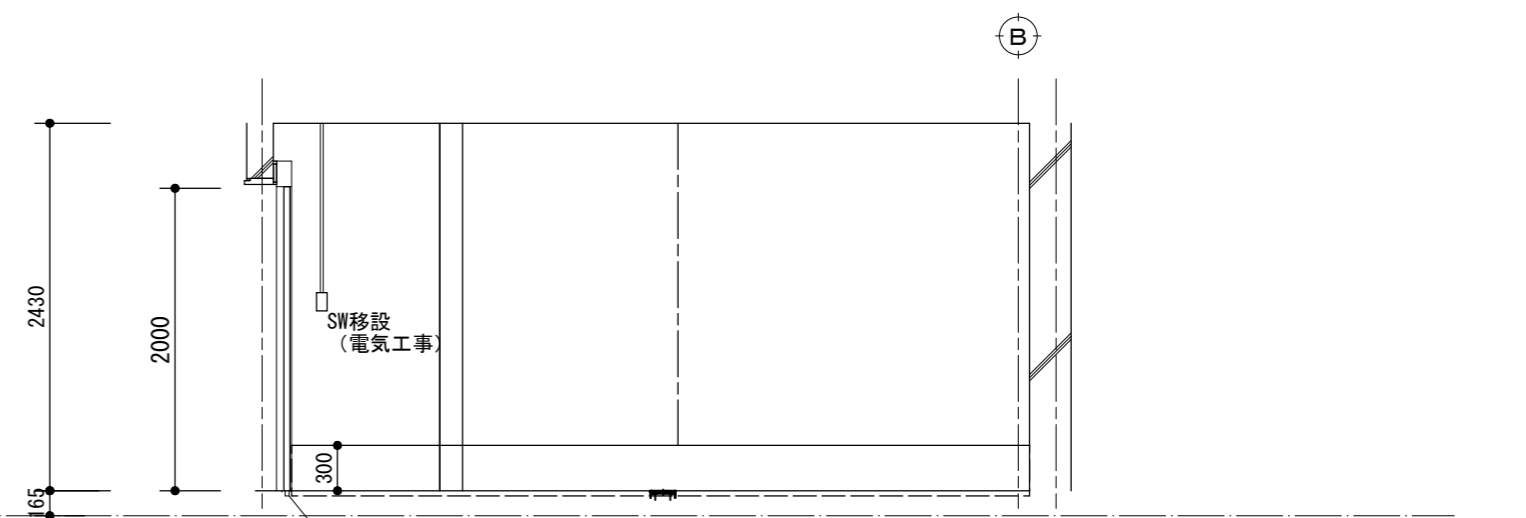
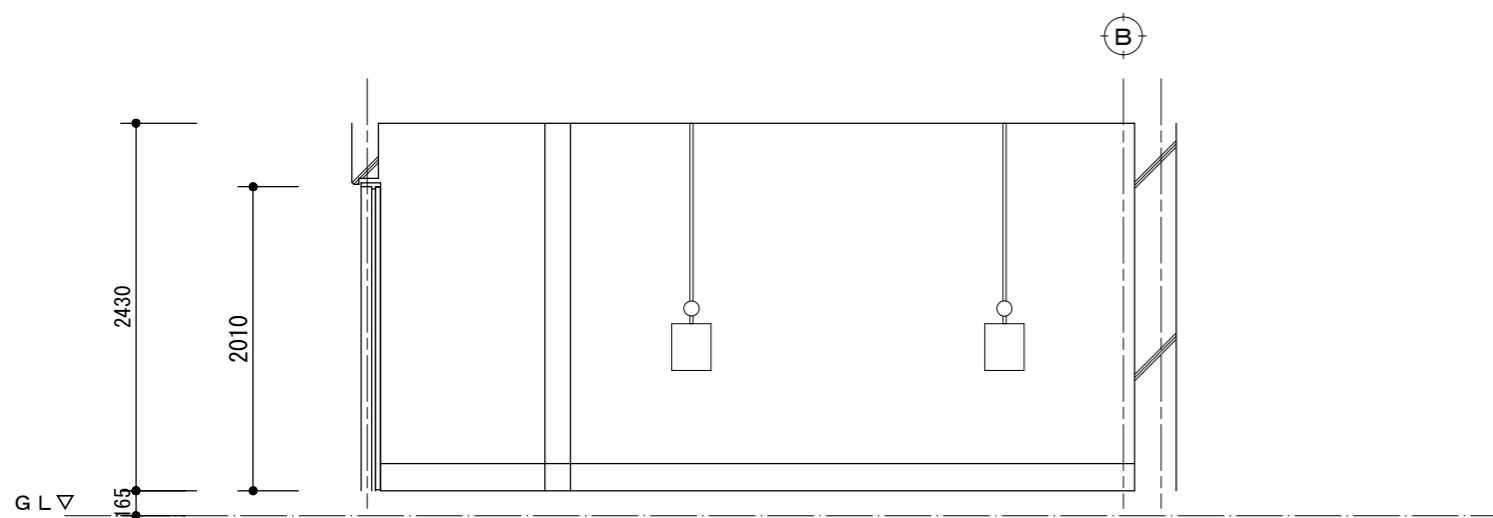
シャワー室・脱衣室 A面 C面

シャワー室・脱衣室 A面 C面



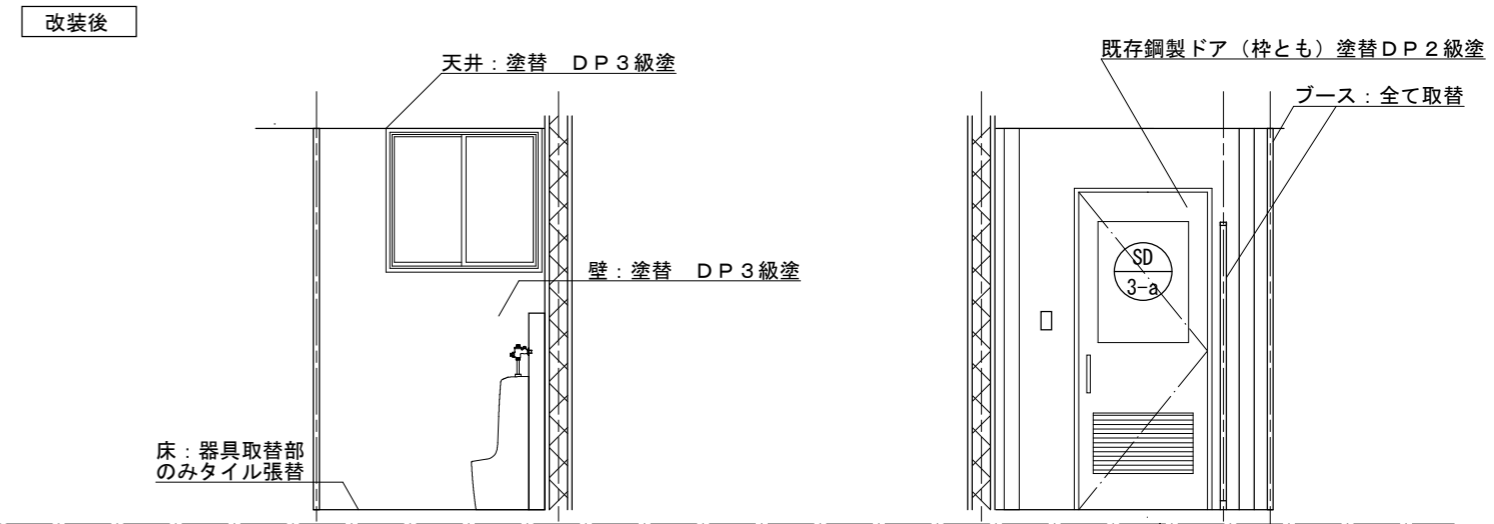
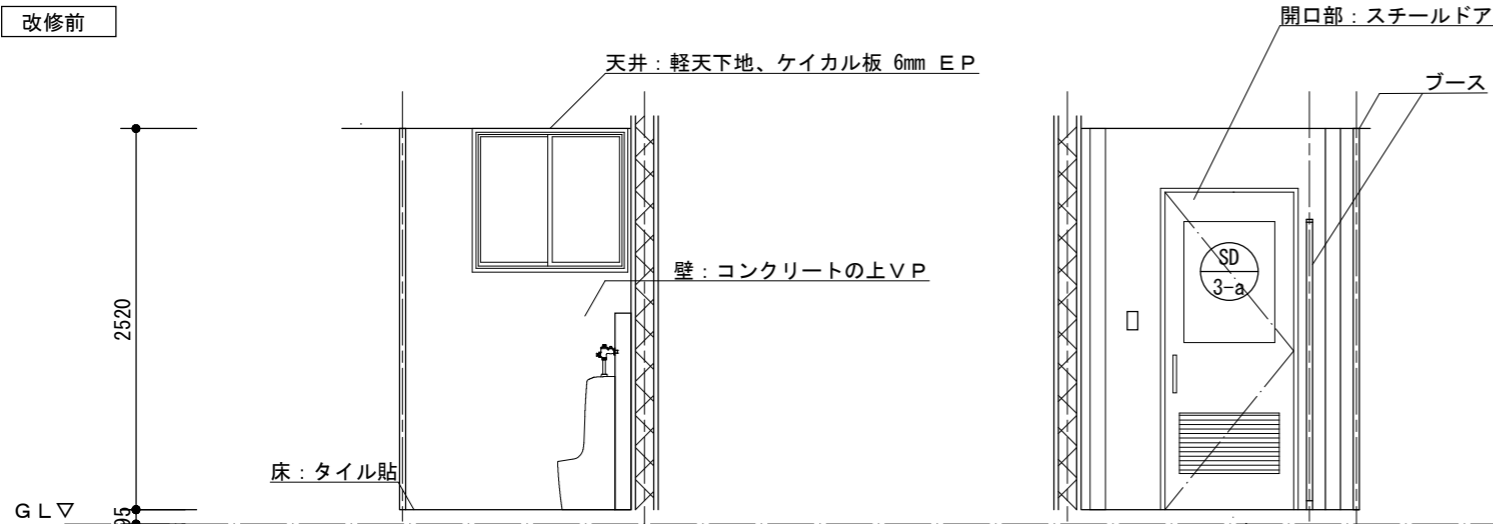
シャワー室・脱衣室 B面

シャワー室・脱衣室 B面



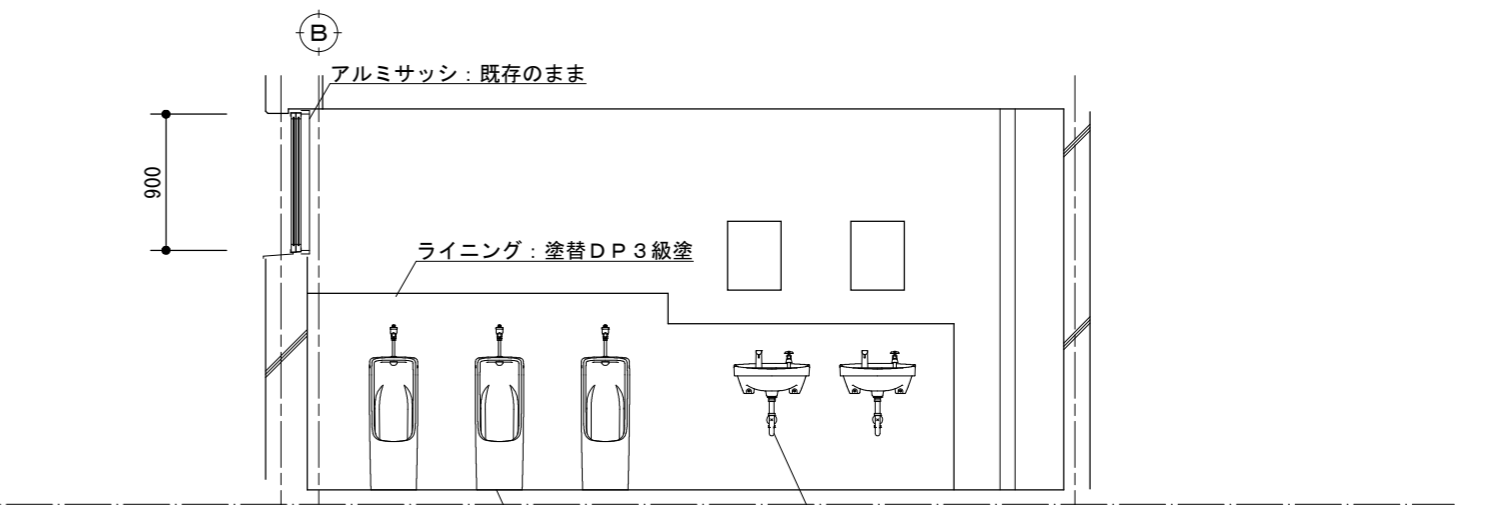
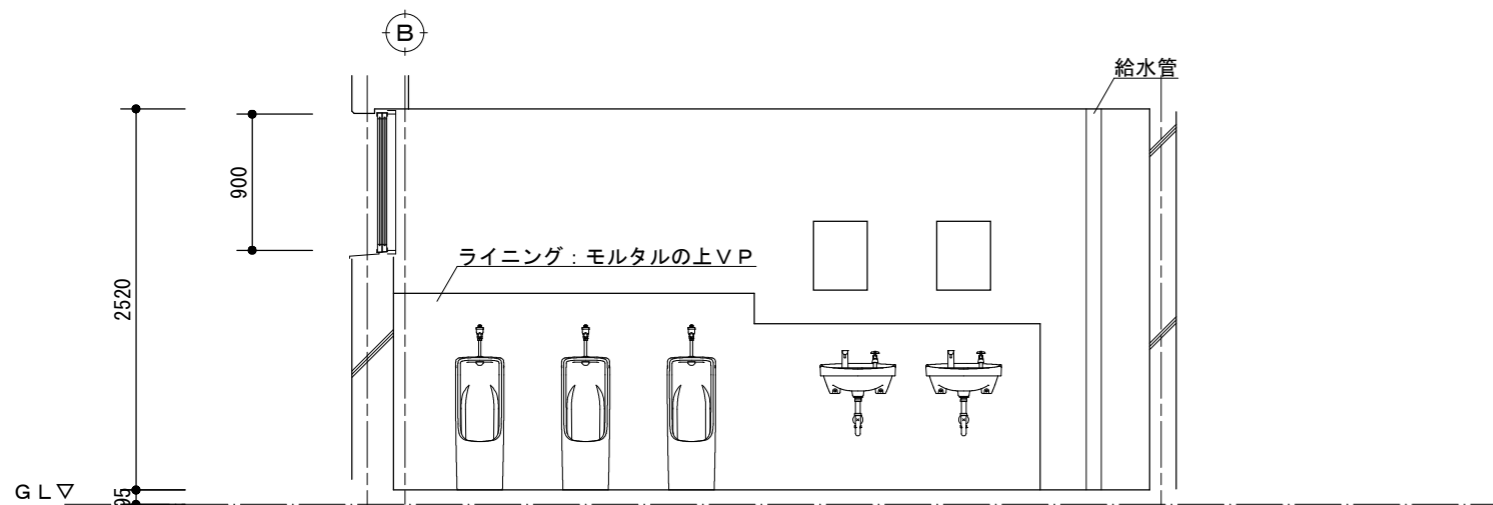
シャワー室・脱衣室 D面

シャワー室・脱衣室 D面



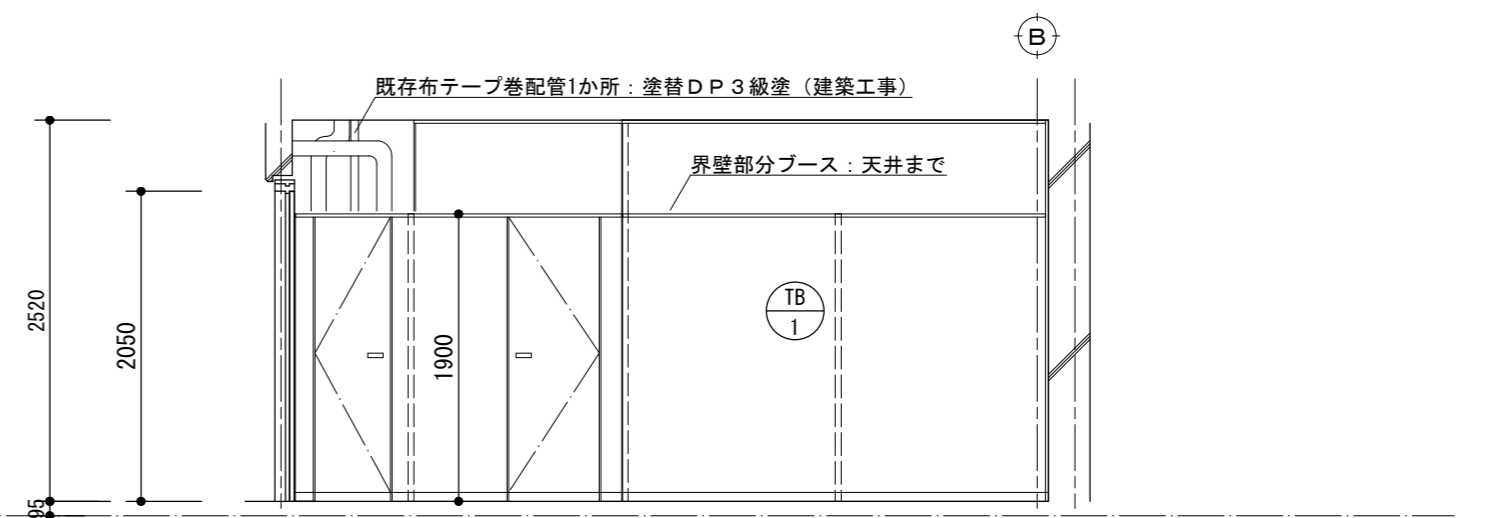
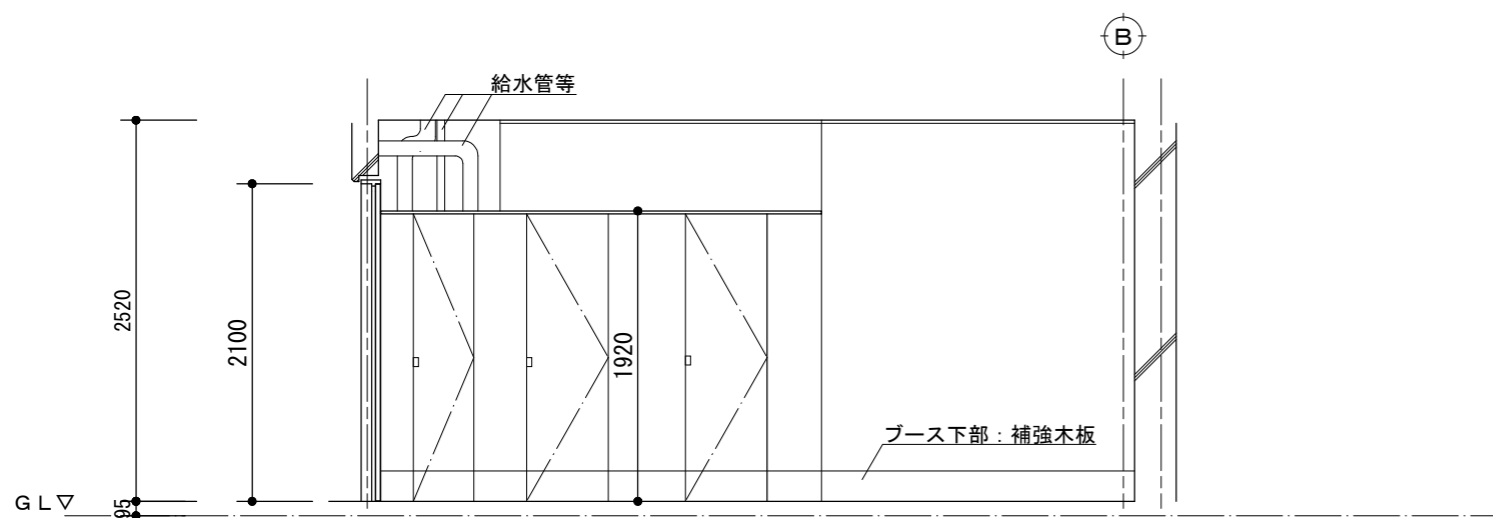
男子トイレ A面 C面

男子トイレ A面 C面



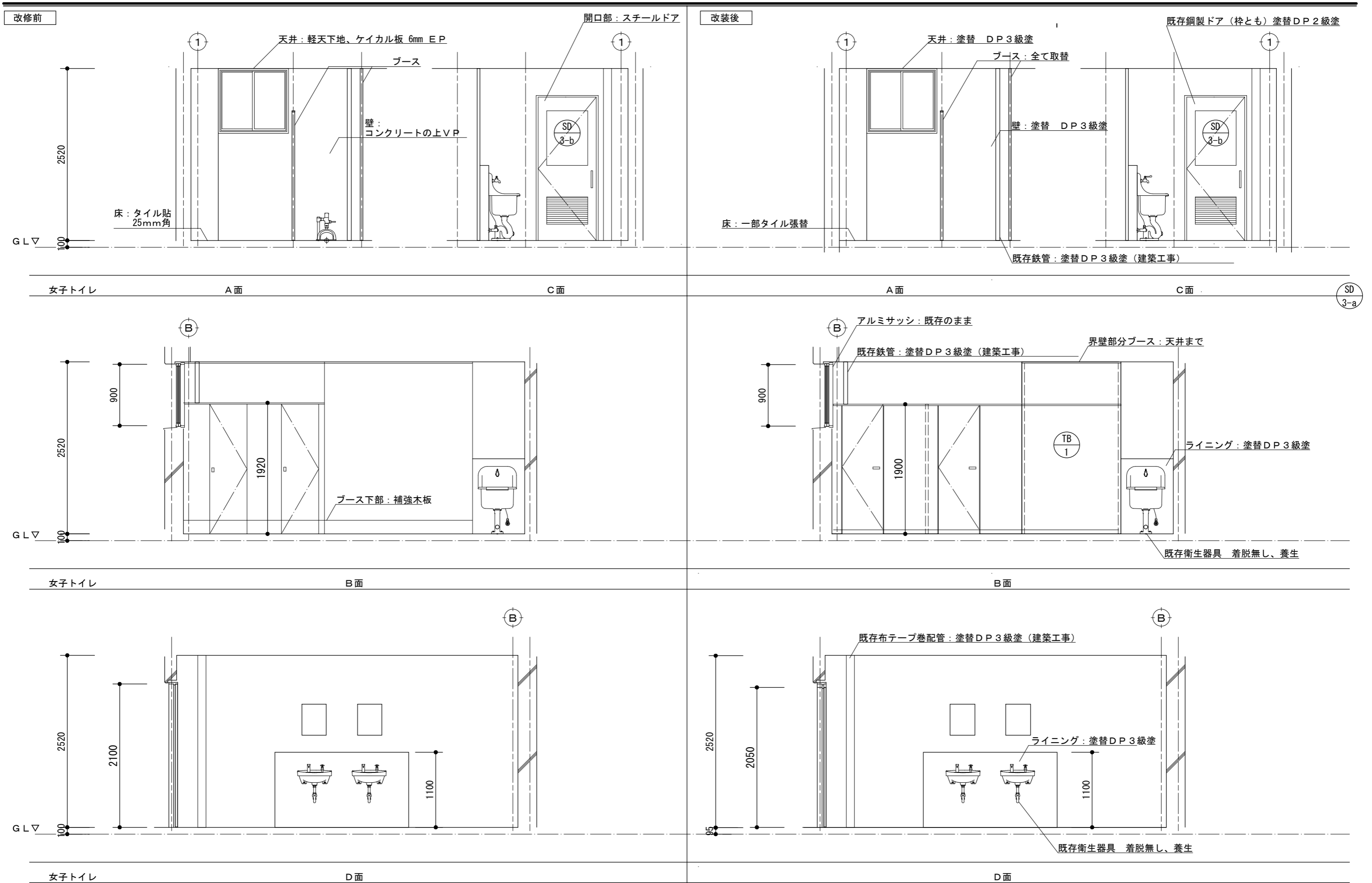
男子トイレ B面

男子トイレ B面

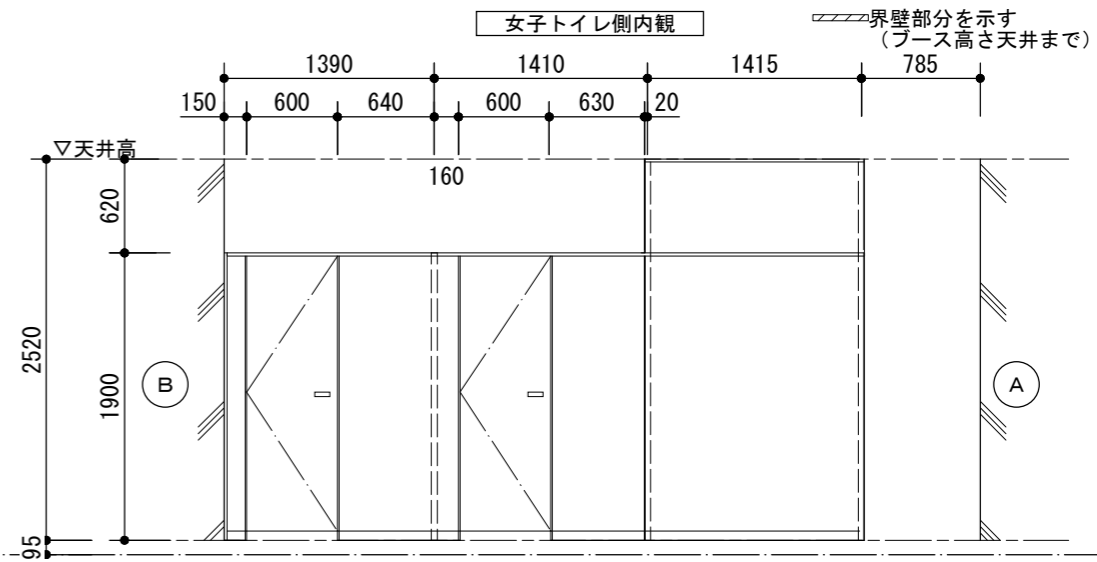
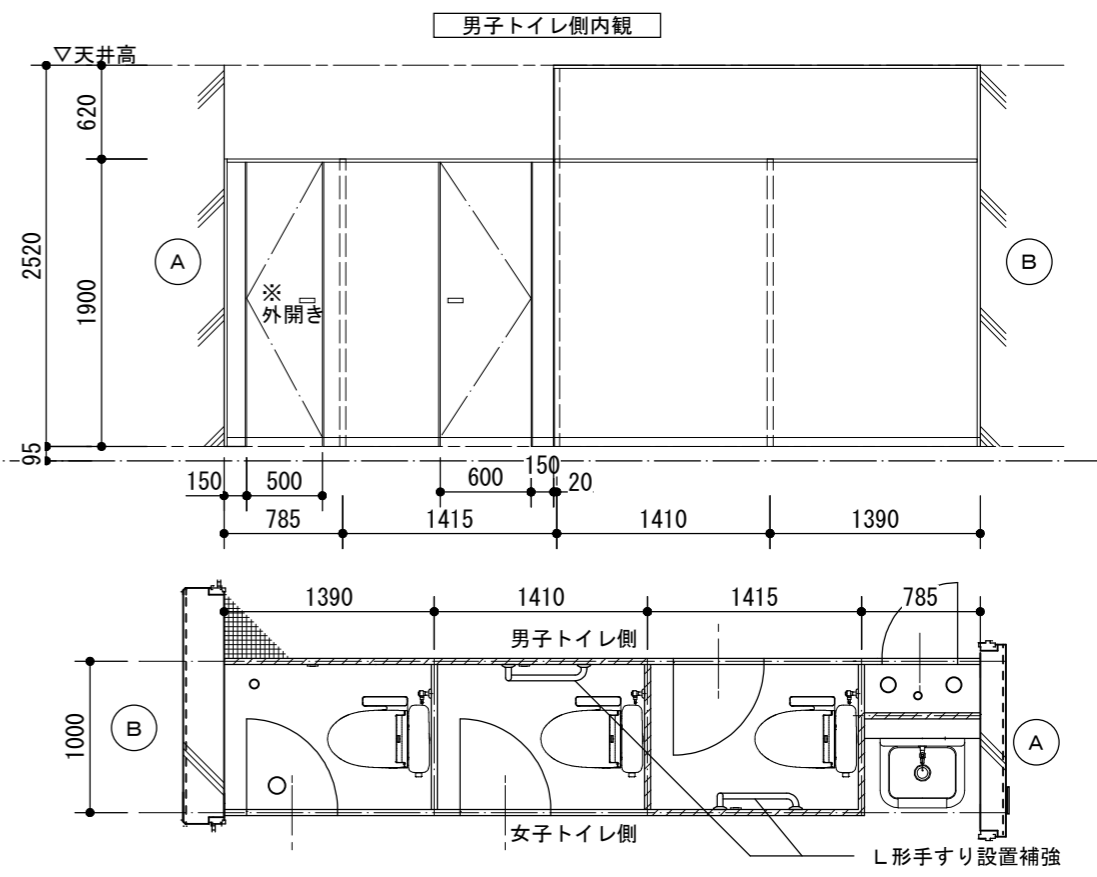


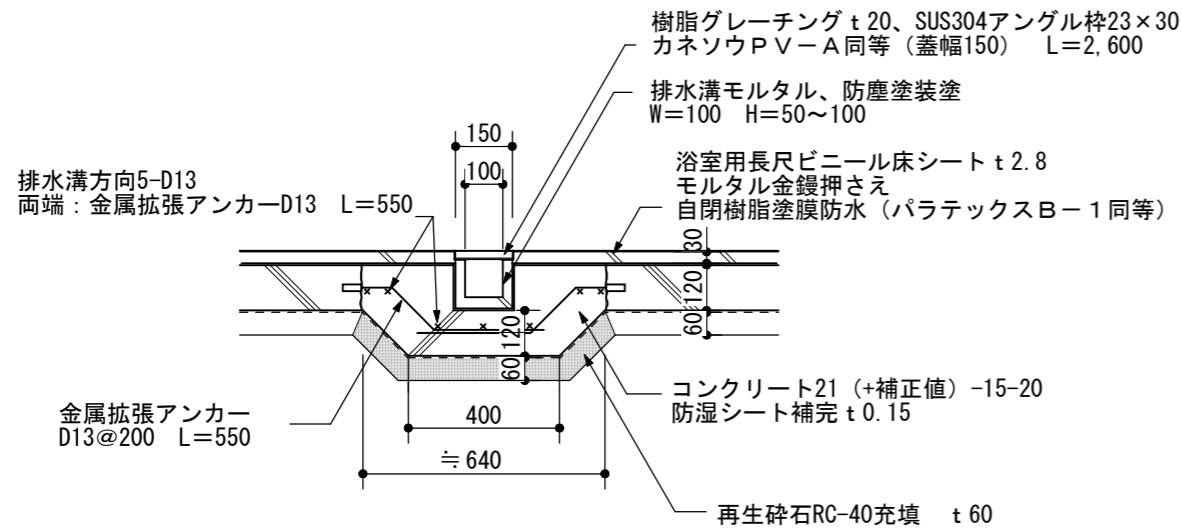
男子トイレ D面

男子トイレ D面

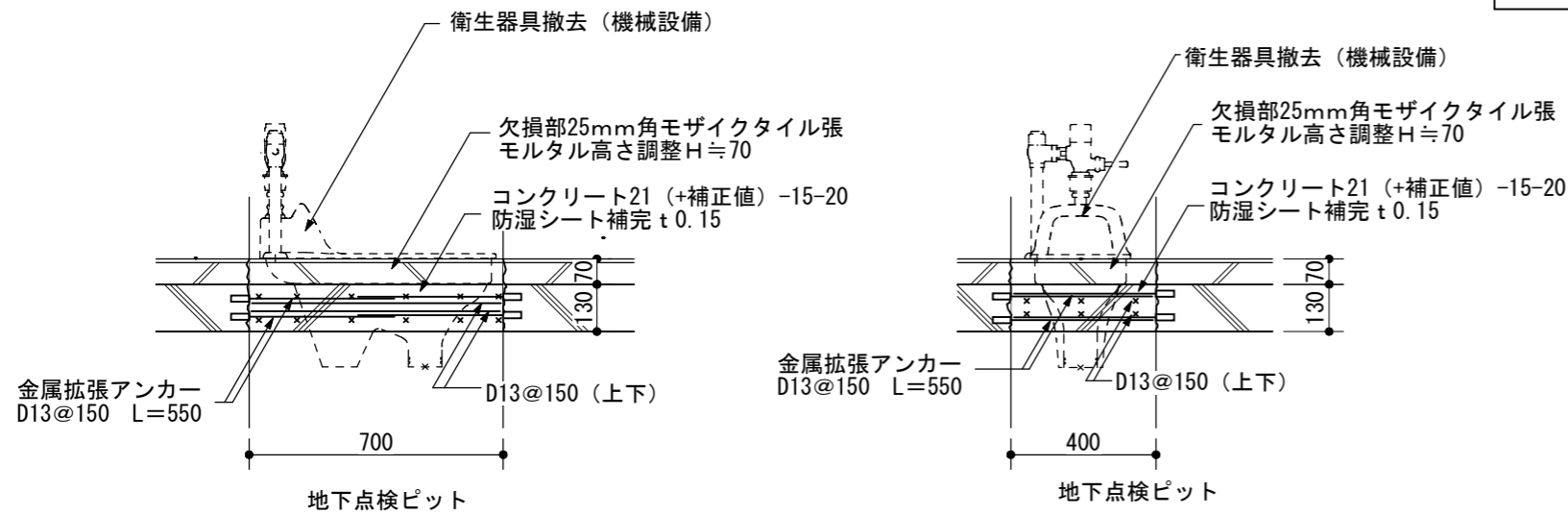


記号	AD 1	新調	TB 1	新調
使用場所	脱衣室 1か所		男女トイレ 1か所	
姿図 ※内観図				
種類	アルミ製 框組片引き込み戸 (ハンガー自閉式)			
仕上	標準色 シルバー			
見込	100			
ガラス	網入り型ガラス6.8mm			
金物	固定ガラリ、下部SUSレール、ハンガー及び自閉式金物 (浴室仕様)			
備考	錠 (表示装置/非常開装置/大型サムターン) : 美和ロックFG3-8-SB、引棒 : UNION G7053-01-001-L600			
記号	SD 3-a	既存塗替 (枠とも)	SD 3-b	既存塗替 (枠とも)
使用場所	男子トイレ 1か所	女子トイレ 1か所		
姿図 ※内観図				
種類	鋼製片開きドア		トイレブース (耐水仕様) アルミオールエッジタイプ	
仕上	既存 : 鋼製面SOP (枠とも) 塗替仕様 : 下地調整RB種+錆止めB種 (材料 : エポキシ樹脂プライマ2回塗) + DP2級 (シリコン塗装2回塗)		表面材 : 高圧メラミン樹脂化粧板、芯材 : 発砲ポリプロピレン	
見込	既存のまま		40	
ガラス	既存のまま (型ガラス)		巾木 : SUS、その他役物 : アルミ押出材 (表示付スライドロック、戸当)	
金物	既存のまま		コーナーカバーはフラット形状とする (参考 : 小松ウォールSB-GPR)	





シャワー排水溝詳細図 S=1/20



和風大便器撤去復旧詳細図 S=1/20

■カーテン工事

SC
1

シャワー室

抗かび 防炎シャワーカーテン 片引きSS仕様 1.3倍ヒダ W2600 × H2100
サンゲツ イーリー同等 1か所
天井付けレール L=2600 SUS304製 1か所

■サイン工事

○新設

S
1

脱衣室 (外部)

ピクトグラム 表層: 耐候性シート巻き 基材: アルポリックパネル t3.0
背面コンクリート壁より浮かし取付
「シャワーマーク」 200×200 1か所

S
2

男女トイレ (外部)

ピクトグラム 表層: 耐候性シート巻き 基材: アルポリックパネル t3.0
背面コンクリート壁より浮かし取付
「男性マーク」 「女性マーク」 200×200 合計2か所

○撤去処分

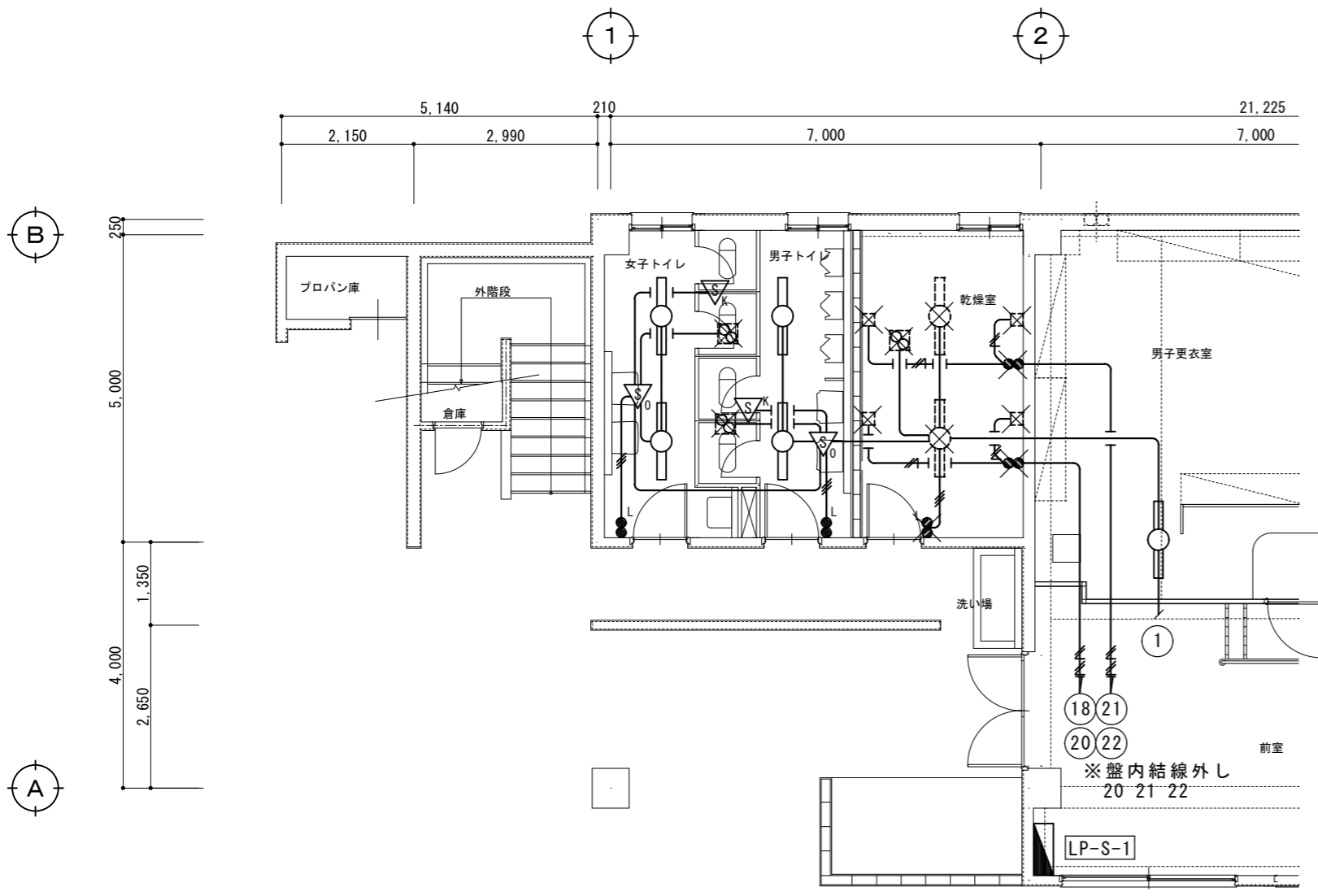
壁付け樹脂製サイン 180×180 2か所
壁付け樹脂製サイン 300×300 1か所

Table with 2 columns: Item Name (e.g., ●電線管, ●電線本数・管路等) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., ●工事範囲, ●照明制御装置) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., ○工事範囲, ○増設機器) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Table Name (e.g., 表-1 「機器標準取付高さ」, 表-2 「接地極一覧表」) and Table Content.

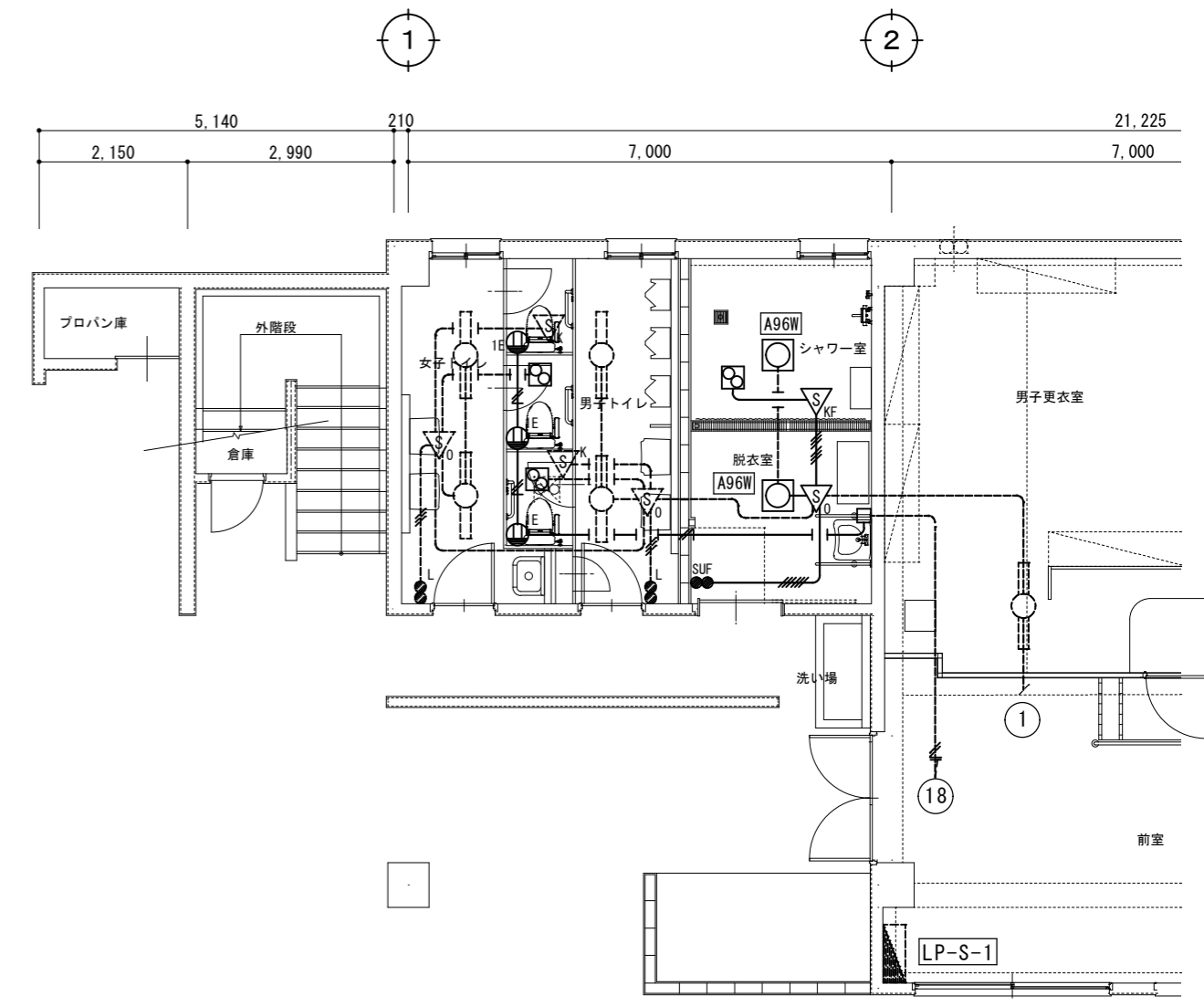


改修前平面図 S = 1 / 100

凡例

	露出照明器具撤去	FL40W-1	カバープレート取付
	埋込スイッチ (2連) 撤去	フルカラー金属プレート	
	天井吊結線外し	器具撤去機械工事	配線養生
	乾燥ファンヒーター結線外し	器具撤去機械工事	回路18のみ配線養生

特記事項
 特記なき配管配線は下記による
 1V2.0mm×2(E19) 2.0mm×3(E19)
 1V1.6mm×2(E19) 1.6mm×3(E19) 1.6mm×4(E19)
 露出部分は1種線び(金属モール)内入線
 配線器具はコスモ型金属プレート使用

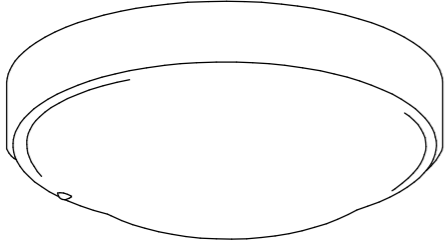

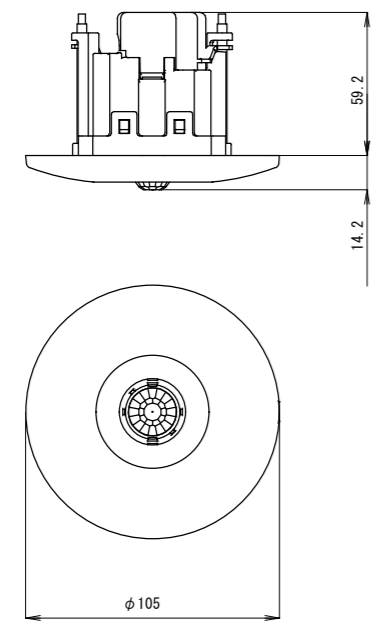

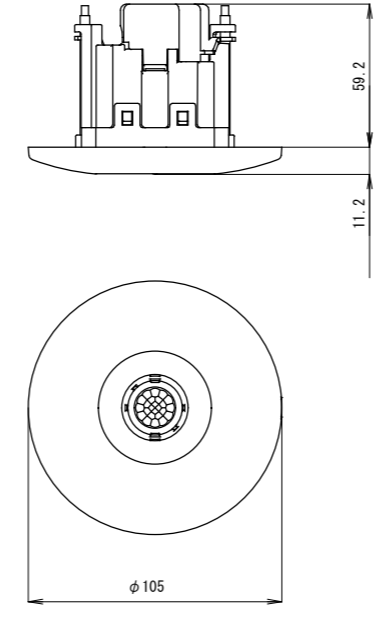

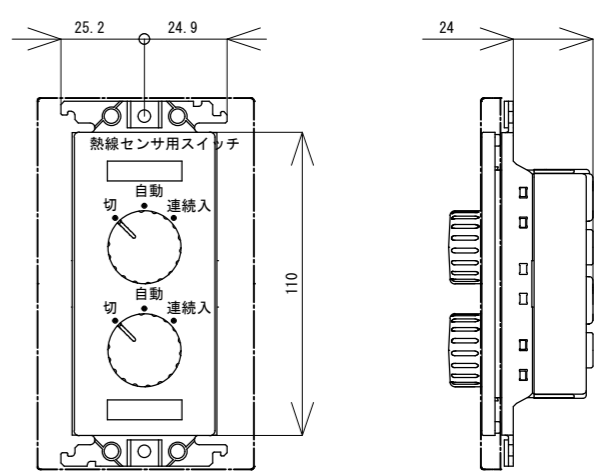


改修後平面図 S = 1 / 100

凡例

	防湿型シーリング照明器具新設	既設配線接続
	操作ユニット(2回路)新設	15A 250V 金属プレート
	熱線センサ付自動スイッチ親器新設	天井取付 100V
	熱線センサ付自動スイッチ子器新設	天井取付・換気扇接続
	接地極付埋込コンセント新設	2P15A×1E 金属プレート
	線び用角型ジャンクションボックス	金属製プランクPL
	新設天井吊結線替え	本体機械工事
	新設配管配線	※特記による

特記事項
 特記なき配管配線は下記による
 EM-EEF1.6mm-2C 2.0mm-3C
 EM-EEF1.6mm-3C 1.6mm-3C×2
 露出部分は1種線び(金属モール)内入線
 配線器具はコスモ型金属プレート使用

<p>A96W LEDシーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当</p>  <p>温白色 (3500K)、Ra83 器具光束965lm、消費電力10.7W、電圧100V 防湿型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック (ホワイト) カバー: アクリル (乳白)</p> <p>LGW51705WCF1</p>											
<p> 天井取付 熱線センサ付自動スイッチ (観器・100V) (広角検知形・検知後連続動作時間約10秒~30分可変形)</p>  <p>WTK24818</p> <table border="1" data-bbox="178 1764 816 1827"> <tr> <td>定格</td> <td>8A 100V AC</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>明るさセンサ付</td> </tr> </table>	定格	8A 100V AC	仕様	明るさセンサ付	<p> 天井取付 熱線センサ付自動スイッチ (子器・換気扇接続端子付) (換気扇100W・検知後換気扇連続動作時間約10秒~30分可変形)</p>  <p>WTK29318</p> <table border="1" data-bbox="845 1764 1484 1827"> <tr> <td>定格</td> <td>1A 100V AC</td> </tr> </table>	定格	1A 100V AC		<p> コスモシリーズワイド21 埋込熱線センサ用自動スイッチ付 操作ユニット (2回路) (ホワイト) 15A 250V AC</p>  <p>WTC5822W (金属プレート)</p> <table border="1" data-bbox="2181 1764 2804 1827"> <tr> <td>定格</td> <td>15A 250V</td> </tr> </table>	定格	15A 250V
定格	8A 100V AC										
仕様	明るさセンサ付										
定格	1A 100V AC										
定格	15A 250V										

機械設備工事特記仕様書						
(R.2.改訂)						

I. 工事概要

1. 工事場所 **福井県 小浜市 田島区大浜 地保**

2. 建物概要

棟名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A: 海の学習棟	RC造	2階屋	478.51	第16項 (イ)	研修施設	
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

棟別および屋外 工事種目	適用区分				屋外
	A	B	C	D	
空調調設備	○	○	○	○	
換気設備	●	○	○	○	
排煙設備	○	○	○	○	
自動制御設備	○	○	○	○	
衛生器具設備	●	○	○	○	
給水設備	●	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○
給湯設備	●	○	○	○	
消火設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	
撤去工事	●	○	○	○	○

4. 別契約の関連工事

●建築関係工事 ●電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事 ○その他工事 ()

5. 工期
別に示す公告等による。
(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)
指定部分

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官庁官庁事務部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
- 「公共建築設備工事標準準(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準準」という。)

2. 特記仕様
1) 項目および特記事項は、※、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
●工事検査・技術検査	監督職員による。
●工事成績評定の対象 (工事成績評定要領第2条)	※請負金額130万円以上の場合、評定する。 ○130万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他)
●化学物質を放散させる 建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリヤ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩材材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エテルヘルキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 該当する建築材料 規制対象外 ① J I SおよびJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 第三種 ① J I SおよびJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
○室内空気中の 化学物質の濃度測定 および確認	※ 24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エテルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エテルベンゼン) 測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。
○電気工作物の種類 ○電気保安技術者	※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物 標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。
●施工中の安全確保 および環境保全	施工中の安全確保および環境保全を標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1による。 事前調査の内容は次のとおり。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響がおよぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による
●地中埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘法を監督職員と協議する。 はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。 放射線透過検査については、監督職員の指示による。
●非破壊調査	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。
●工事用電力	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事にあつては増加分)
●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。
●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない
●足場・作業構台	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種、E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。
○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編3章による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による () 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。

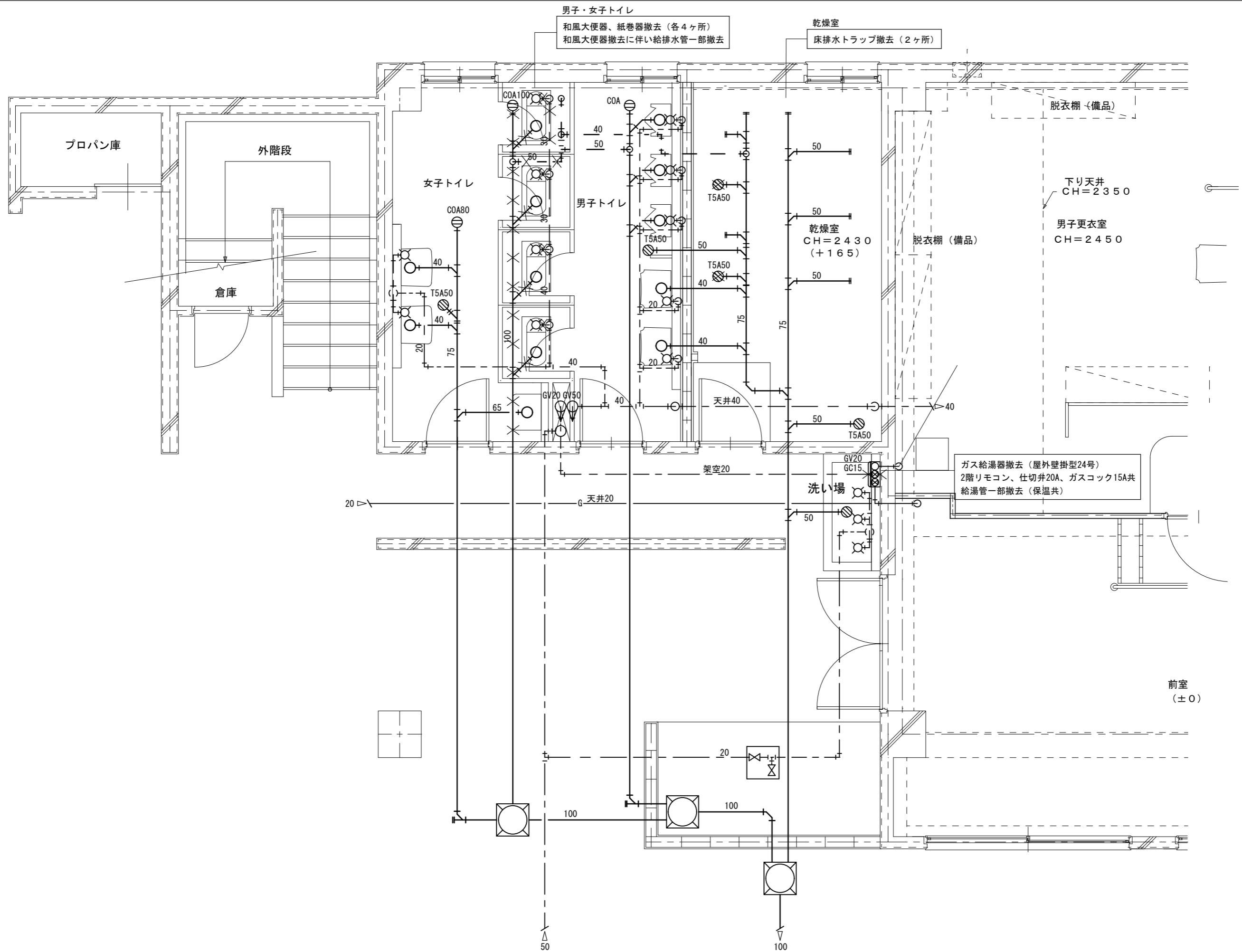
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第4章によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。
●再利用機材	取外し後再使用する機材は、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお、ファンコイルユニット等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編5章による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり(機器類・金属類等) 家電リサイクル法による処分を要するもの ●なし ○あり(図示) フロン系冷媒使用機器の撤去 ●なし ○あり 上記機器類の撤去は改修標準仕様書第3編2.4.2、2.4.3及び第5編2.3.2による。 (2) 冷媒については関係法令に従い適切に破壊処分を行う。 運搬および処分費 ※本工事 ○別途 (3) 次のアスベスト含有資材を含む部分の施工に際しては関係法令に従い適切な対策を講じた上、適切に処分すること。 ○ダクトバックン ○配管エルボ部保温材 ○煙道の断熱材 ○ボード等内外装材 ○分取調査によりアスベスト含有資材と判定されたもの (4) 上記(3)に示す部位のうち、アスベスト含有調査の判断は以下による。 ダクトバックン ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 配管エルボ部保温材 ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 ボード等内外装材 ※含有をみなしとし調査不要 ○含有をみなしとせず調査必要 (5) 次のアスベスト含有調査により、資材中のアスベスト含有の有無を確認する。 ※JIS A 1481-2「試験採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」 またはJIS A 1481-3「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による。 調査費用 ※本工事 ○別途 (6) 分析結果については、監督職員に報告すること。 分析調査対象資材 部位 定性分析 定量分析 (試験数:) (試験数:) (試験数:) (試験数:) (試験数:) (試験数:) 採取箇所は図示による (7) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。
○建設発生土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地:) ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい種 ○現場説明書による
●環境への配慮	(1) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設汚泥 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生スファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用(計画・実施)書 ② 再生資源利用促進(計画・実施)書
●グリーン購入調達 記録書の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。
○情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。)
○電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(OO-R)で2部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査まで(「公財)福井県建設技術株式会社電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。
○電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。 フォルダ名称 資料大分類 ファイル形式 PLAN 施工計画書 PDF形式 SCHEDULE 工程表 PDF形式 MEET 打合せ簿 PDF形式 MATERIAL 機材関係資料 PDF形式 PROCESS 施工関係資料 PDF形式 INSPECT 検査関係資料 PDF形式 SALVAGE 発生材関係資料 PDF形式 DRAWING 完成図 ※SXF(sfo)形式および※JW-CAD形式 MAINT 保全に関する資料 PDF形式 OTHS 契約関係資料 PDF形式(注1) 施工図 ※SXF(sfo)形式 完成写真 JPEG形式(注3) 工事実績情報 PDF形式 工事の一時中止 PDF形式 工期の変更 PDF形式 文化財その他埋蔵物 PDF形式 その他の資料 PDF形式 (注4) 工事写真 JPEG形式(100万画素程度)
●機器の据え付け及び 取り	機材の据え付け及び取りは標準仕様書第3編2章第1節または改修標準仕様書第3編2章第1節による。
●配管・ダクトの 吊りおよび支持	(1) 配管の吊りおよび支持などは、標準仕様書第2編2章第6節または改修標準仕様書第2編2章第4節の当該事項によるほか、配管の曲り部およびバルブ類取付面には、500mm以内に支持金物を設ける。 (2) ダクト類の吊りおよび支持などは、標準仕様書第3編2章第2節 または改修標準仕様書第3編2章第2節による。
○建物導入部の 貫通穴の処理	建物導入部の貫通穴処理方法は、標準図(施工4.5)による。 ○フレキシブルジョイント ○ボールジョイント ※スリクッション
●あと施工アンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りポルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通省大臣官庁官庁事務部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)8.12.7による。
●アンカーボルトのナット 用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。
●配管材料等	配管材料は標準仕様書第2編2章第1節および改修標準仕様書第2編2章第1節によるほか、表一「配管材料区分」による。
●一般用弁	水道直結部および図面特記部の耐圧はJIS またはJV10K、その他はJIS またはJV5Kとする。配管類との接続により、電気腐食を起こす恐れのない材質のものを使用する。
○伸縮管継手	銅管用伸縮管継手は下記による。 ※ベローズ形 ○スリーブ形
●既設配管の再生を行う 場合の留意事項	既設配管の再生を行う場合は、改修標準仕様書第2編2.2.11による。
○溶接接合	配管の溶接接合は標準仕様書第2編2.5.17または改修標準仕様書第2編2.3.17による。また配管以外も含めて、溶接部の非破壊検査は下記による。 ※適用しない。 ○適用する(○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査)
●既設配管接続部の試験	既設配管を含む部分の試験 ※要(監督職員の指示による)
○埋設配管の防食処理	標準仕様書第2編2.7.3または改修標準仕様書第2編2.5.3による。 土中埋設の排水用塩ビライン管は、防食処理を行う。 鋼管、ステンレス管、鉛管および銅管等のコンクリート埋設および貫通部分は、プラスチックテープを1〜2重重ね1回巻くとする。

●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書第1編第1章第7節および改修標準仕様書第1編第1章第8節による完成図書を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出回数および作成様式等は下記のとおりとする。 種類 原因 製本 備考 区分 ※変更設計図 1部 ー ※完成図 1部 (注2) ※保全に関する資料 ー 2部 ○長期保全計画書 ー 2部 注1: 原因は施設毎に図面ホルダーに収納する。 注2: 完成図白焼製本 A3版3部を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。
●設計図	●設計図 A2の白焼きを()部、A3の白焼きを(3)部製本し提出する。
○著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る著作権は、発注者に譲渡するものとする。
○一年点検	発注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。
●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(施工25~29)による。 (1) 設計用水平震度 設置場所 耐震安全性の分類 ○特定の施設 ●一般の施設 重要機器・水槽 一般機器・水槽 重要機器・水槽 一般機器・水槽 上層階 2.0 (2.0) 1.5 (2.0) 1.5 (2.0) 1.0 (1.5) 屋上および屋根 <2.0> <1.5> <1.5> <1.0> 中間階 1.5 (1.5) 1.0 (1.5) 1.0 (1.5) 0.6 (1.0) 1階 <1.5> <1.0> <1.0> <0.6> 1階 1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6) および地下階 <1.5> <1.0> <1.0> <0.6> 注1 ()内の数値は防振支持の機器の場合、>の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ○給水装置 ○排水装置 ○換気機器 ○空調機器 ●熱源機器 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合は上層2階、 10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (3) 吊り軽量機器の耐震支持(100kg以下の設備機器) ① 耐震クラスS(指針表2.2-1を参照)で計画する場合の吊り部材には、形鋼を用いる。 ② 吊りポルトで耐震支持部との合計長さ25cm以内とする。斜材は、自重支持用吊りポルトと斜材を取り付ける角度は45度±15度とし、自重支持用吊りポルトに接続する位置は上部のインサートと下部の機器支持部との合計長さを25cm以内とする。斜材は、自重支持用吊りポルトと同等以上の強度の金属材(鉄筋、金全ネジボルトなど)を用いる。また、自重支持ポルトと斜材とを接続する部材は締め付け具を用い、クランプなどは使用しない。
●機器の据え付け及び 取り	機材の据え付け及び取りは標準仕様書第3編2章第1節または改修標準仕様書第3編2章第1節による。
●配管・ダクトの 吊りおよび支持	(1) 配管の吊りおよび支持などは、標準仕様書第2編2章第6節または改修標準仕様書第2編2章第4節の当該事項によるほか、配管の曲り部およびバルブ類取付面には、500mm以内に支持金物を設ける。 (2) ダクト類の吊りおよび支持などは、標準仕様書第3編2章第2節 または改修標準仕様書第3編2章第2節による。
○建物導入部の 貫通穴の処理	建物導入部の貫通穴処理方法は、標準図(施工4.5)による。 ○フレキシブルジョイント ○ボールジョイント ※スリクッション
●あと施工アンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りポルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通省大臣官庁官庁事務部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)8.12.7による。
●アンカーボルトのナット 用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。
●配管材料等	配管材料は標準仕様書第2編2章第1節および改修標準仕様書第2編2章第1節によるほか、表一「配管材料区分」による。
●一般用弁	水道直結部および図面特記部の耐圧はJIS またはJV10K、その他はJIS またはJV5Kとする。配管類との接続により、電気腐食を起こす恐れのない材質のものを使用する。
○伸縮管継手	銅管用伸縮管継手は下記による。 ※ベローズ形 ○スリーブ形
●既設配管の再生を行う 場合の留意事項	既設配管の再生を行う場合は、改修標準仕様書第2編2.2.11による。
○溶接接合	配管の溶接接合は標準仕様書第2編2.5.17または改修標準仕様書第2編2.3.17による。また配管以外も含めて、溶接部の非破壊検査は下記による。 ※適用しない。 ○適用する(○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査)
●既設配管接続部の試験	既設配管を含む部分の試験 ※要(監督職員の指示による)
○埋設配管の防食処理	標準仕様書第2編2.7.3または改修標準仕様書第2編2.5.3による。 土中埋設の排水用塩ビライン管は、防食処理を行う。 鋼管、ステンレス管、鉛管および銅管等のコンクリート埋設および貫通部分は、プラスチックテープを1〜2重重ね1回巻くとする。

共 通 用 項 目	○屋外埋設配管	標準仕様書第2編 2.7.1 または改修標準仕様書第2編 2.5.1 による。 (1) 埋設深度は、次のとおりとする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 ※地表面（舗装がある場合は、舗装下面（路盤））から 300mm 以上 ※車道道路（構内車両道路程度） 地表面から 600mm 以上 ○ 地表面から mm 以上 (2) 配管下端（管底-100mm）および配管上端（管頂+100mm）に砂地栗（山砂類または再生材）を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 (3) 管を埋戻す場合は、土盛り1500mm程度の深さに埋設表示用アルミテープまたはポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水管は不要とする。 (4) 曲りおよび分岐部には地中埋設管を打込むこと。	○方式 ○全空気方式（○中央 ○各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式	○排気フード 排気フードの補強、支持金物、接合剤等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による。 ※ステンレス鋼板（補強共） ○亜鉛鉄板 排気フード廻りに取付ける幕板は、上記フードと同材質とする。 ※本工事 ○別途工事 グリースフィルターの手番 ○要 ※不要	
	●屋内埋設配管	(1) 給水、ガスおよび消火配管は、土間コンクリート直下の地栗部分に配管し、周囲を砂で埋戻す。 (2) 排水管も上記に準じ、配管上部の地栗は砂に置き換える。 (3) 配管は原則として、土間コンクリートより吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。	○主要熱源機器 機器 ○吸気冷凍水機 ○チリングユニット ○ボイラー ○空気熱源ヒートポンプユニット ○コージェネレーション装置 ○空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機（○OHP ○GHP ○ ） 燃料 ○灯油 ○A重油 ○LPG ○都市ガス ○電気〔○深夜電力〕 ○レレット	○保温 浴室・厨房（多湿箇所）の外気取入ダクトの保温 ※要 ○不要 外気取入ダクトの保温（空調を行っている室について） ※要 ○不要 全熱交換器までの室外側ダクトの保温（空調を行っている室について） ※要 ○不要 全熱交換器以降の室内側ダクトの保温（空調を行っている室について） ○要 ※不要 上記以外で外気取入ダクトに保温を行う室： 室 保温を行う場合の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による。	○排煙対象部分 ○廊下 ○事務室 ○図示 最大面積 m ² ○ダクトの種類 ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト ○ダクトの工法 ※アングルフランジ工法 ※アンクルフランジ工法 ○ダクトの材料 ※亜鉛鉄板製 ○普通鋼板製
	●保温および塗装	(1) 標準仕様書ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、いずれかを使用する。ただし、給水管については、暗室内（ビット含む）、屋外露出および浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とし、排水管については、浴室、厨房等の多湿箇所につきポリスチレンフォーム保温材とする。 (2) 屋外露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は次による。 ●ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ●ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 (3) 屋内露出配管（冷媒管を除く）の保温外装材は、原則、合成樹脂製カバー1とする。 (4) 弁・ストレーナなどの金属製カバーおよびタンク類の保温外装材の種類は、次による。 ●ステンレス鋼板 ○溶融アルミニウム・亜鉛鉄板 ○アルミニウム板 ○アルミニウム板 (5) 車庫に露出のダクトおよび配管の保温は、機械室による。 (6) 各場所に露出の保温を施さないダクトおよび配管の塗装は以下による。 外壁廻り ※要 ○不要 書庫 ※要 ※不要 屋上階 ○要 ※不要 機械室 ○要 ※不要 車庫 ○要 ※不要 一般居室、廊下 ※要 ○不要 倉庫 ○要 ※不要 (7) 合成樹脂製支持受 ※硬質ウレタンフォームに準ずるもの ○ビーズ法ポリスチレンフォームに準ずるもの	○設計時の温湿度条件 場所 屋外 一般居室 ○ ○ ○ 室 時期 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 夏期 °C % 28 °C 50 % °C % 冬期 °C % 19 °C 40 % °C %	○排煙設備 ○排煙口 (1) 形状 ○スリットフェース形 ○バネル形 ○ダンパー形 (2) 排煙口の開放 ○手動 (○機械式 ○電気式) ○煙感知器連動 (3) 復帰装置 ○手元復帰式 (○手動式 ○電気式) ○遠方復帰式 (4) ダンパー本体および操作箱との渡り配線は本工事とする。	
	○吹出口および吸込口ボックス	ボックスの材質について、特記がない場合は亜鉛鉄板製とする。ただし、グラスウール製とする場合は JIS A 4009（空気調和および換気設備用ダクトの構成部材）によるものとし、厚さ 0.6mm 以上の亜鉛鉄板で補強を施したものである。 ボックスの吊り又は3点支持を標準とし、これによれない場合は監督職員との協議による。	○ダクトの種類 ※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト ○ダクトの工法 ○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法 ○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法 (ただし、長辺の長さが1.500mm以下の部分) ○ダクトの分岐方法 給気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式 排気用ダクト ○割込み方式 ○直付け方式	○排煙高さ 洗面器、手洗器の取付高さ（床面より前縁上端まで）は次による。ただし、身体障害者用器具は除く。 洗面器 ※800mm ○750mm 「標準図」による 手洗器 ※800mm ○「標準図」による	
	○エポキシ樹脂ライニング	エポキシ樹脂ライニングの乾燥方法は次による。 ※加熱乾燥 ○常温乾燥	○給水設備 ○給水方式 (1) エアー抜き管の保温厚さは20mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。また保温を行う範囲はエアーカー抜き管までとする。 (2) 加湿用給水タンクの保温は膨張タンクに準ずる。 (3) 油管の地中埋設管は標準仕様書第2号第2章第7節 2.7.3 (3) による。 (4) 膨張管・補給水の保温は冷水管に準ずる。 (5) 保温を施す膨張タンク等のふたの保温は ※要 ○不要とする。 (6) 下記部分の冷却配管は、保温（防露）を行い、仕様は温水管の項による。 () (1) 通りダクトの保温は、保温厚さ25mmとし、範囲は図示による。 (1) 外気ダクトの保温は、保温厚さ25mmとする。	○取付高さ 洗面器、手洗器の取付高さ（床面より前縁上端まで）は次による。ただし、身体障害者用器具は除く。 洗面器 ※800mm ○750mm 「標準図」による 手洗器 ※800mm ○「標準図」による	
	●電線類および電線管	電線類および電線管については標準仕様書第4編第1章第5節による。 電線類は原則としてEM電線およびEMケーブルを使用する。	○温度計 温度計は（※工業用バイメタル式温度計 ○ガラス製棒状温度計 ○ ）とし、取付部は下記による。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○直置き吸気冷凍水機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○ボイラーの温水管（返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り）および三方弁設置後の冷水管（返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○冷水水ヘッダー（往）および冷水水ヘッダーの各返り管 ○空気調和機（パッケージ型を含む）のサブライチャンパー、レタダクト、外気取入れダクトおよびレタダクト	○給湯設備 ○保温 (1) 膨張管・補給水の保温は冷水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気管の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の表2.3.5 による。	○排水方式 汚水と雑排水 [屋内] ●分流式 ○合流式 汚水・雑排水と雨水 [屋外] ●分流式 ○合流式 ポンプ排水 ○有り (○汚物 ○雑排水 ○汚水 ○浄化槽2次側) ○無し
	●ボックス	樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。	○湿度計 温度計は（※工業用バイメタル式温度計 ○ガラス製棒状温度計 ○ ）とし、取付部は下記による。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○直置き吸気冷凍水機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○ボイラーの温水管（返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り）および三方弁設置後の冷水管（返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○冷水水ヘッダー（往）および冷水水ヘッダーの各返り管 ○空気調和機（パッケージ型を含む）のサブライチャンパー、レタダクト、外気取入れダクトおよびレタダクト	○排水設備 ●放流先 (1) 汚水 ○直放流下水管 ●浄化槽 (2) 雑排水 ○直放流下水管 ●浄化槽 ○別途樹（建築工事） (3) 雨水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事） (4) 湧水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事）	
	●容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 但し、電動機の出力、燃料消費量および圧力損失は表示された数値以下とする。	○圧力計 取付部は下記による。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り） ○直置き吸気冷凍水機の冷水管（送り、返り）および冷却水管（送り、返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り）	○給湯設備 ○保温 (1) 膨張管・補給水の保温は冷水管に準ずる。 (2) ガス湯沸器の排気管の隠蔽箇所の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の表2.3.5 による。	
	○誘導電動機	電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機一低圧トランジスタモーター）による。	○鋼板製煙道 厚さ ○3.2mm ○4.5mm	○排水設備 ●給湯方式 ○中央式 ●局所式	
	○スリーブ	柱、梁および耐震壁以外の箇所、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200φ以下の部分には、紙製板を使用してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に仮枠を必ず取り除く。	○鋼板製煙道 厚さ ○3.2mm ○4.5mm	○排水設備 ●放流先 (1) 汚水 ○直放流下水管 ●浄化槽 (2) 雑排水 ○直放流下水管 ●浄化槽 ○別途樹（建築工事） (3) 雨水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事） (4) 湧水ポンプアップ ○直放流下水管 ○雨水側溝（建築工事） ○雨水樹（建築工事）	

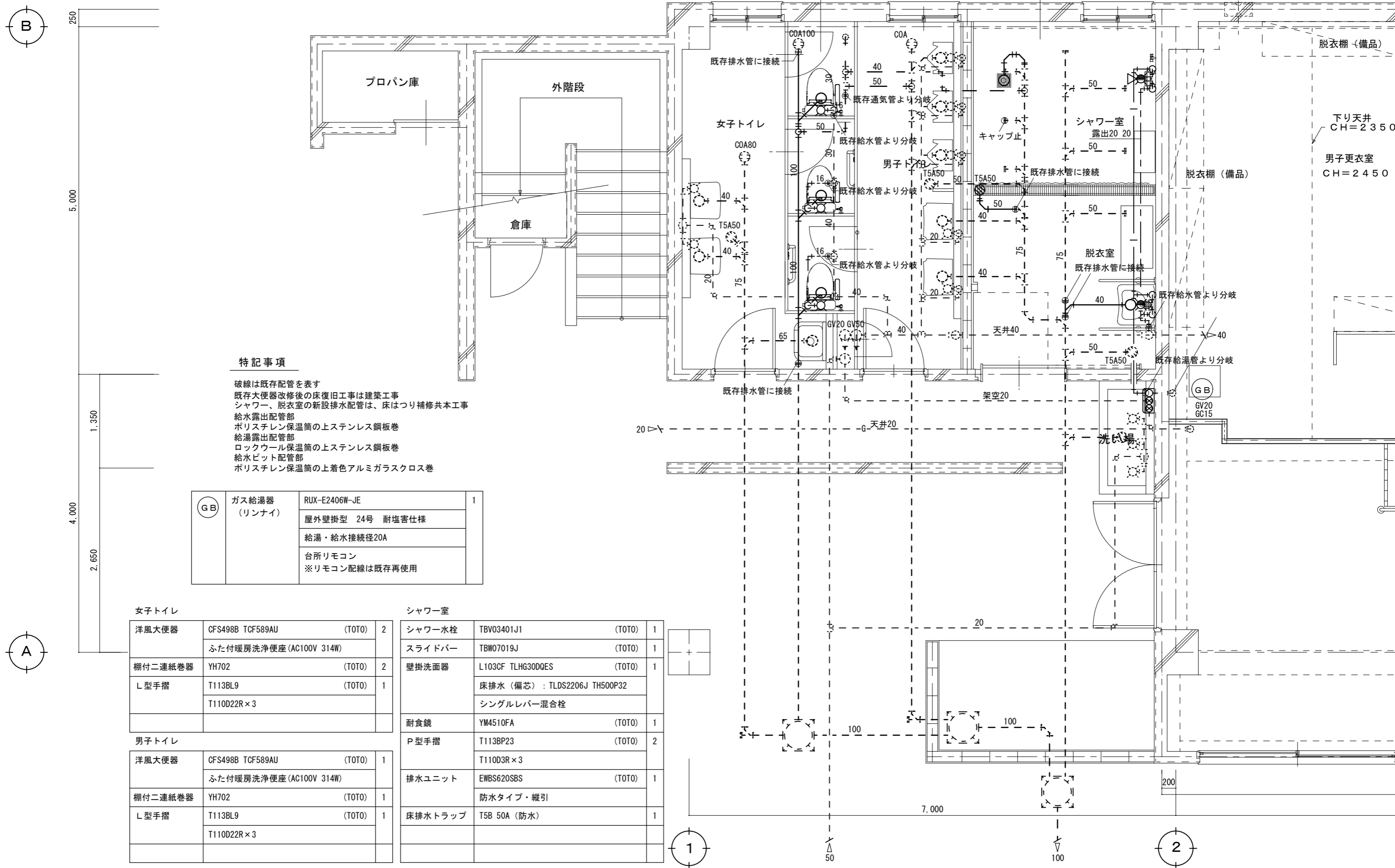
用途	名称・種類
空調配管	冷水管・膨張管・エア抜き管・膨張タンクより、 ボイラー室への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管(SGP白) ○ステンレス鋼管 ○耐熱性ライニング鋼管 ○塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管(SGP白) ○ステンレス鋼管 ○耐熱性ライニング鋼管 ○塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリ粉体ライニング鋼管 蒸気給水管 ※配管用炭素鋼鋼管(SGP黒) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG黒) 蒸気還管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG黒) ○ステンレス鋼管 油管（一般配管） ※配管用炭素鋼鋼管(SGP黒) 油管（地中配管） ※ポリエチレン被覆鋼管 ○ステンレス鋼管 空調用給水管 ※水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) 呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合) ○ステンレス鋼管(SUS304) 呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合) ○ポリ粉体ライニング鋼管 ○塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) 空調用排水管 ※排水用硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○配管用炭素鋼鋼管(SGP白) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 ○鋼管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG黒) パッケージ形空気調和機の2次側配線の仕様は製造者の標準仕様とする。
給水配管	一般配管 ※水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) ○ポリ粉体ライニング鋼管 ○ステンレス鋼管(SUS304) 呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合) ○塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) 地中配管 ※水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) ○塩ビライニング鋼管(SGP-VD, SGP-FVD) ○ステンレス鋼管(SUS16) 呼び径60Su以下は拡管式、呼び径75Su以上は溶接接合) ○水道用ポリエチレン二層管（呼び径50以下） ○水道配水用ポリエチレン管(JWWA K144(継手は電気融着式)) 呼び径75以上)
排水配管	屋内雑排水管 ※硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○排水用塩ビライニング鋼管 [地中埋設部] ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(VI) 屋内汚水管 ※硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○排水用塩ビライニング鋼管 [地中埋設部] ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(VI) 屋外汚水・雑排水管 ※硬質ポリ塩化ビニル管(VI) ●硬質ポリ塩化ビニル管(VI) 通気管 ※硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(VI) ●硬質ポリ塩化ビニル管(VI) ○排水用塩ビライニング鋼管(SGP白) ○配管用炭素鋼鋼管(SGP白) ポンプアップ排水管 [汚水・雑排水] ※塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) ○コーティング鋼管 [汚水] ※塩ビライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) ○配管用炭素鋼鋼管(SGP白) 継手はフランジまたはハウジング形継手とする。 (ただし汚水・雑排水槽内は塩ビライニング鋼管(SGP-FVD)とする。) [地中埋設部] [屋外] ○硬質ポリ塩化ビニル管(VI) 衛生器具との接続部 ※硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(VI) ●硬質ポリ塩化ビニル管(VI)
給湯配管	配管材においてリサイクル材料が指定された場合、規格サイズがないものについては、リサイクル材料を使用しなくてもよい。 ※鋼管（壁または床埋設をする場合は、保温付被覆鋼管を使用してもよい。） ●ステンレス鋼管(SUS304) ○ステンレス鋼管(SUS316) (呼び径 60Su 以下は拡管式、呼び径 75Su 以上は溶接接合)
消火配管	一般配管 ※配管用炭素鋼鋼管(SGP白) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG白) 地中配管 [屋内および屋外] ※外面被覆鋼管(SGP-VS) 特殊消火管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370 白 Sch80)
ガス管	屋内配管 ※配管用炭素鋼鋼管(白) ○合成樹脂被覆鋼管 屋外配管 ※ポリエチレン管 ○被覆鋼管(PS)

設備機器基礎等	工事内容	建築	電気	機械
設備用開口部	屋内基礎	●	●	●
	屋上基礎	●	●	●
	RC造梁・床・壁の貫通部	●	●	●
	軽量鉄骨下地天井・壁の開口部	●	●	●
	貫通部・開口部の穴埋め補修	●	●	●
	貫通部・開口部の塞出し	●	●	●
	床、天井点検口	●	●	●
	防油堤	●	●	●
	外部取付ガタリ	●	●	●
	雨水排水	●	●	●
電気配管配線	汚水・雑排水	●	●	●
	機器等へ直接接続する配管配線	●	●	●
	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)	●	●	●
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線	●	●	●
	機器と専用操作スイッチの渡り配管配線	●	●	●
	パッケージ形空気調和機の2次側配管配線(接地共)	●	●	●



既存大便器改修後の床復旧工事は建築工事
給排水管、床配管貫通口はつり補修 (50φ、150φ) 3ヶ所

給水、給湯管、壁配管貫通口はつり補修 (50φ) 2ヶ所
シャワー、脱衣室の新設排水配管は、床はつり補修共本工事



特記事項

破線は既存配管を表す
既存大便器改修後の床復旧工事は建築工事
シャワー、脱衣室の新設排水配管は、床はつり補修共本工事
給水露出配管部
ポリスチレン保温筒の上ステンレス鋼板巻
給湯露出配管部
ロックウール保温筒の上ステンレス鋼板巻
給水ビット配管部
ポリスチレン保温筒の上着色アルミガラスクロス巻

GB	ガス給湯器 (リンナイ)	RUX-E2406W-JE	1
		屋外壁掛型 24号 耐塩害仕様	
		給湯・給水接続径20A	
		台所リモコン ※リモコン配線は既存再使用	

女子トイレ

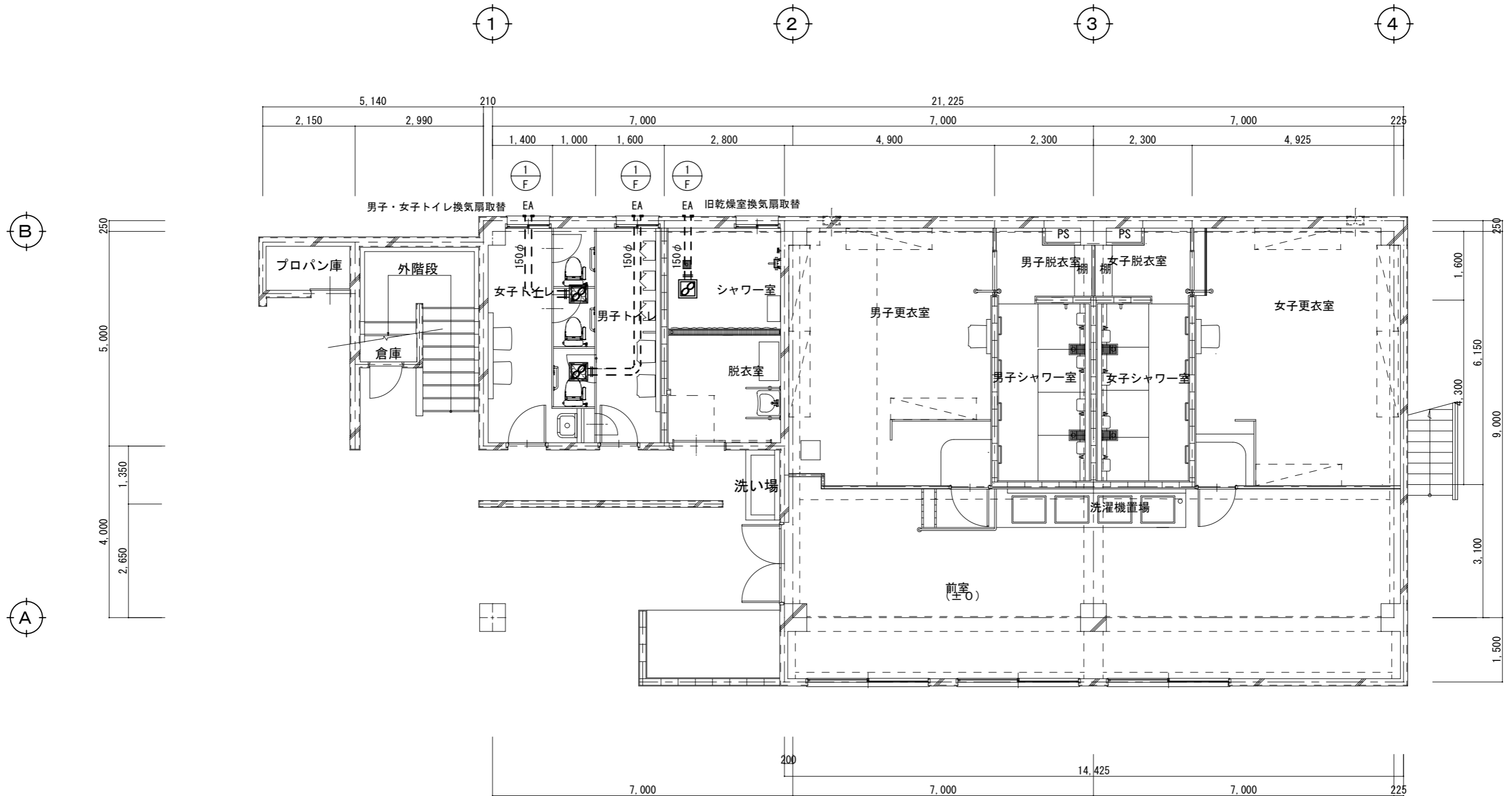
洋風大便器	CFS498B TCF589AU (TOTO)	2
	ふた付暖房洗浄便座 (AC100V 314W)	
棚付二連紙巻器	YH702 (TOTO)	2
L型手摺	T113BL9 (TOTO)	1
	T110D22R×3	

男子トイレ

洋風大便器	CFS498B TCF589AU (TOTO)	1
	ふた付暖房洗浄便座 (AC100V 314W)	
棚付二連紙巻器	YH702 (TOTO)	1
L型手摺	T113BL9 (TOTO)	1
	T110D22R×3	

シャワー室

シャワー水栓	TBV03401J1 (TOTO)	1
スライドバー	TBW07019J (TOTO)	1
壁掛洗面器	L103CF TLHG30DQES (TOTO)	1
	床排水 (偏芯) : TLDS2206J TH500P32	
	シングルレバー混合栓	
耐食鏡	YM4510FA (TOTO)	1
P型手摺	T113BP23 (TOTO)	2
	T110D3R×3	
排水ユニット	EWBS620SBS (TOTO)	1
	防水タイプ・縦引	
床排水トラップ	T5B 50A (防水)	1



換気設備機器表							注記 本表内、メーカー名、型番等は、参考とする。		
記号	機器名	参考設計機器			仕様詳細	風量 (m ³ /h)	消費電力 (W)	数量	
		製造会社	参考型番	フード					付属品
1 F	天井埋込形換気扇	三菱	VD-18ZC13	既存再使用	1φ100V プラスティック製 騒音 (db) 29.5 スイッチ：電気設備工事 (既存再使用)	310	29.5	3	